

平成 2 9 年 度

山梨県 P T A 協議会

山梨県 P T A 親子安全会

山梨県 P T A 扶助会

定期総会議案書

日 時 平成 2 9 年 6 月 3 日 (土)
午後 1 時開会

会 場 桃源文化会館
〒400-0222 南アルプス市飯野 2 9 7 1
TEL: 055-284-3411



PTAの歌

春日 紅路 作詞
西條 八十 補詞
古閑 裕 作曲
宮本 一 編曲

Moderato
mf

B E E#dim F#7 B E F#7 B

はるかぜそよそよ ふくまどに ことりもくるくるとんでくる

F# B D#m7 G#m7 C#m9 F#7

あかるい まーどーよ ほほえむかおよ

E B F#7 B F#7

さくらのーはなさくはるのうたー

B E B/D# E B/F# F#7 B

みんなで いっしょに うたおうよ

- 一 春風そよそよ 吹く窓に
小鳥もくるくる とんでくる
明るい窓よ ほほえむ顔よ
さくらの花咲く 春の唄
みんなでいっしょに うたおうよ
- 二 みどりに輝く 学校が
明るい家庭を よんでいる
希望の町よ 希望の村よ
文化の光に 手をのべて
子どもといっしょに 進もうよ
- 三 あふれる力に 健康に
子どもがよんでる おどってる
みどりの秋よ もみじの丘よ
こころも楽しい ハイキング
子どもといっしょに おどろうよ
- 四 世界を結んだ 大空に
ひびいて子どもの 胸が鳴る
あしたの鐘よ 夕べの鐘よ
平和で住みよい 日本を
みんなでいっしょに つくろうよ

平成29年度 定期総会次第

～山梨県 PTA 協議会・山梨県 PTA 親子安全会・山梨県 PTA 扶助会～

日 時 平成29年6月3日(土) 12:30受付 13:00開会
会 場 桃源文化会館

- 1 開会のことば
- 2 国歌・PTAの歌斉唱
- 3 会長あいさつ
- 4 来賓祝辞
- 5 来賓紹介
- 6 山梨県教育委員会より感謝状贈呈
受賞者氏名

(敬称略)

平成28年度山梨県PTA		
副会長	石原初江	甲府市立玉諸小学校PTA
〃	田中浩二	甲斐市立竜王北中学校PTA
〃	内藤 沸	山梨市立岩手小学校PTA
〃	佐野博樹	身延町立身延小学校PTA
〃	齊藤加代子	北杜市立明野中学校PTA
〃	飯高明夫	富士河口湖町立河口湖北中学校PTA
〃	関口昭子	上野原市立上野原中学校PTA
〃	中川貴志	甲府市立大國小学校前校長

7 議長選出

8 議 事

第1号議案 平成28年度 事業報告・決算報告の承認に関する件

- (1) 協議会事業報告・会計報告, 会計監査報告
- (2) 親子安全会事業報告・会計報告, 会計監査報告
- (3) 扶助会事業報告・会計報告, 会計監査報告

第2号議案 平成29年度 役員承認に関する件

(山梨県PTA協議会, 山梨県PTA親子安全会・扶助会)

— 新旧役員あいさつ —

第3号議案 平成29年度 事業計画案・予算案の承認に関する件

- (1) 協議会事業計画・予算案提案
- (2) 親子安全会事業計画・予算案提案
- (3) 扶助会事業計画・予算案提案

その他

9 議長解任

10 閉会のことば

※ 参加者 単位PTAの代表者2名(保護者1・教職員1)
251PTA×2=502名

平成28年度 経過報告

- 4月 12日 親子安全会・扶助会学校事務説明会 中巨摩教育会館
 13日 親子安全会・扶助会学校事務説明会 甲府市南部市民センター
 14日 親子安全会・扶助会学校事務説明会 富士吉田市民会館
 20日 第1回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
 21日 第1回教育会館入居団体代表者会議 県教育会館 局長・次長
 25日 精神保健セミナー委員会 福祉プラザ 次長
 27日 関プロPTA協議会会長会議 栃木県 三井会長
 28日 精神保健協会第1回理事会 福祉プラザ 次長
- 5月 6日 南都留郡PTA連合会総会 南都留教育会館
 7日 第66次春季教育研究山梨県集会 桃源文化会館 三井会長
 峡南PTA協議会総会 中富総合会館 望月
 9日 県社会教育振興会第1回理事会 防災新館 三井会長
 環境パートナーシップやまなし役員会・企画委員会 防災新館 三井会長
 県総合計画審議会総会 ベルクラシック 石原
 都留市小中学校PTA連合会定期総会 東桂中 三井会長
 10日 平成27年度定期監査(協議会・親子安全会・扶助会) 県教育会館
 第1回正副会長会議 県教育会館
 11日 地域連携子どもと親と教師の教育相談事業連絡協議会 防災新館 次長
 富士吉田市PTA連合会総会 富士吉田市民会館
 13日 南アルプス市連合PTA総会 若草生涯学習センター
 14日 広報紙コンクール・広報紙づくり講習会 甲府市南部市民センター 38人参加
 甲府市PTA連合会定期総会 ぴゅあ総合 三井会長
 大月市PTA連合会総会 大月市民会館 山本
 北都留小中学校PTA連合会定期総会 上野原市文化ホール
 16日 県公立小中学校教頭会定期総会 甲府市民会館 三井会長
 17日 甲州市小中学校PTA連絡協議会総会 甲州市民会館 三井会長
 韮崎市PTA連合会総会 韮崎小
 18日 北杜市PTA連絡協議会総会 泉中 三井会長
 19日 県スクールソーシャルワーカー活用事業運営協議会 防災新館 前田
 山梨市PTA連絡協議会総会 八幡小
 第73回国民冬季大会県実行委員会 防災新館 進邦
 20日 県公立小中学校校長会定期総会・大会 甲府市民会館 三井会長
 県高等学校PTA連合会定期総会 県文学館 三井会長
 笛吹市PTA連合会総会 ふれあい文化館
 社会を明るくする運動県推進委員会 甲府市民会館 局長
 21日 山教組定期大会 桃源文化会館 三井会長
 日本PTA委員会・会長会 東京品川 三井会長
 22日 第5回常任理事会・新旧理事会・事務局長代表者会議 甲府市南部市民センター
 24日 県交通対策推進協議会定期総会 ぴゅあ総合 三井会長
 25日 第2回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
 26日 第16回やまなし県民文化祭実行委員会 ぴゅあ総合 進邦
 30日 第2回精神保健セミナー委員会 福祉プラザ 次長
 31日 定期総会下見・打合せ 桃源文化会館 事務局
- 6月 1日 昭和町小中学校PTA連絡協議会総会 割烹三神
 3日 中央市PTA連絡協議会総会 田富中学校
 4日 平成28年度山梨県PTA協議会・親子安全会・扶助会定期総会 桃源文化会館
 5日 環境パートナーシップやまなし定期総会 防災新館 三井
 7日 県教育会館理事会 県教育会館 三井
 実践的防災教育推進事業推進委員会 リバース和戸 内藤
 15日 第3回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
 第1回思春期問題連絡会議 福祉プラザ 次長
 16日 甲斐市PTA連絡協議会総会 双葉公民館
 17日 県放課後子ども総合プラン推進委員会 防災新館 石原
 23日 関プロ会長・事務局長会議 埼玉 進邦・局長・三井
 24日 日本PTA協議会定時総会 東京 進邦・三井
 25日 日本PTA協議会代表者県集会 東京 進邦
 26日 第1回常任理事会・第1回理事会 甲府市南部市民センター
 28日 県安全・安心なまちづくり推進会議 文学館 中島
 29日 第1回県いじめ問題対策連絡協議会 防災新館 進邦

- 30日 県学校保健総合支援事業協議会 防災新館 中島
 県精神保健協会総会 福祉プラザ 次長
- 7月 2日 第1回企画委員会 甲府市南部市民センター
 4日 第1回学び子育て環境部会 ホテル談露館 石原
 5日 第1回総務委員会 甲府市南部市民センター
 6日 第4回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 教育会館
 7日 青少年関係団体等ネットワーク会議 県青少年センター 石原
 7日 第62回関東地区高等学校PTA連合会大会山梨大会 小瀬武道館 石原
 9日 第1回母親委員会 甲府市南部市民センター
 12日 第2回教育相談員連絡会議 甲府市南部市民センター
 12日 県知事・県教育長・義務教育課・社会教育課表敬訪問
 進邦会長・石原・前田・田中・内藤・関口・中島・依田局長
 14日 第1回情報委員会 甲府市南部市民センター
 15日 県教育会館臨時理事会 甲府市総合市民会館 会長
 19日 第1回正副会長会議（常置委員会委員長出席） 県教育会館
 25日 第3回精神保健セミナー 福祉プラザ 次長
 26日 第1回県青少年問題協議会 防災新館 中島
 甲府工業高等学校専攻科検討委員会 防災新館 石原
 27日 日本PTA全国協議会連絡会 第一ホテル両国 進邦会長・依田局長
 28日 日本PTA全国協議会委員会・会長会・研修会 第一ホテル両国
 進邦会長・石原・前田・中島
- 8月 6日 山梨県教育研究所公開研究会 楡形生涯学習センター 進邦会長・局長・次長
 19日 日本PTA全国研究大会徳島うずしお大会（～21日、会長はじめ11名参加）
 24日 第1回考古学博物館協議会 風土記の丘研修センター 進邦会長
 26日 第4回県PTA大会 会場視察 ジットプラザ甲府
 進邦会長・佐野総務委員長・局長・事務員
 26日 会長・副会長（全県代表・母親代表）会議 県教育会館
- 9月 1日 第53次教育県民大行動 第2回常任実行委員会
 進邦会長・石原・依田局長・佐野次長
 3日 第2回母親委員会 甲府市南部市民センター
 研修会「子どもとの向き合い方」講師 山梨大学 保健管理センター 伊藤美佳先生
 3日 第2回企画委員会 学びの杜みさか
 H28日P「教育に関する保護者の意識調査」依頼（吉田小・大月東中）
 H28日P「子どもとメディアに関する意識調査」依頼（白根百田小・上野原中）
 6日 日本スポーツ振興センター学校安全会業務運営委員会 次長
 7日 第5回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
 8日 関プロ会長会議 水戸市生涯学習センター 進邦会長
 7日 第5回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
 10日 第2回常任理事会 甲府市南部市民センター
 15日 県精神保健協会第3回理事会 精神保健センター 佐野次長
 27日 第5回精神保健セミナー委員会 精神保健センター 佐野次長
- 10月 1日 第3回常任理事会・第2回理事会・第1回役員選考委員会 県立博物館
 4日 県PTA協議会情報紙「やまなし126号」発行
 6日 子育て青少年相談機関連絡会議 防災新館 佐野次長
 8日 日本教育公務員弘済会山梨支部設立60周年記念式典 ベルククラシック甲府
 進邦会長 石原安全会・扶助会会長
 11日 県地域安全運動街頭キャンペーン イオンモール甲府昭和 中島
 13日 安全・安心なまちづくり山梨県民大会 甲府市民会館 石原
 第3回教育相談員連絡会議 甲府市南部市民センター 佐野次長
 14日 南アルプス市連合PTA学習会 楡形生涯学習センター
 進邦会長 石原安全会・扶助会会長 前田副会長
 15日 日P協議会会長会・環境対策委員会 お茶の水ホテルガーデンパレス東京 進邦会長
 18日 県精神保健福祉大会 やまなしプラザ 佐野次長
 21日 関東ブロックPTA研究大会茨城大会 ～22日 52名参加
 23日 第53次県民大行動『教育シンポジウム』甲府市総合市民会館
 浅利久美子母親副委員長(シボジスト)他(79)人
 24日 第6回精神保健セミナー 県精神保健福祉センター 佐野次長
 25日 県放課後子ども総合プラン推進委員会 国母小学校 石原
 26日 第5回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
 28日 第3回企画委員会 甲府市南部市民センター
 29日 県社会教育振興フォーラム 県青少年センター 進邦会長
- 11月 10日 第37回県高等学校芸術文化祭パレード・グランドステージ 県庁 石原
 12日 第53次教育県民大行動『討論集会』山梨市民会館 進邦会長他(47)人参加

- 第53次教育県民大行動 第3回常任実行委員会
- 14日 県食育推進協議会第2回幹事会 県防災新館 進邦会長
- 15日 第4回教育相談連絡会議 甲府市南部市民センター
実践的防災教育推進委員会 リバース和戸 内藤
第1回山梨県社会教育委員の会議 県防災新館 石原
- 16日 「あいさつ・声かけ運動」街頭キャンペーン 甲府駅 石原
- 18日 日P年次表彰式 ホテルニューオータニ 文科大臣表彰 日P会長表彰
県へき地教育振興大会 早川中学校 佐野次長
- 19日 第66回教育祭「子ども、保護者、教職員の会」春日居小 石原
- 21日 第53次教育県民大行動 教育4者 要望書の提出
進邦会長 石原安全会・扶助会会長 依田局長 佐野次長
- 22日 第7回精神保健セミナー 精神保健福祉センター 佐野次長
- 26日 第4回県PTA大会 ジットプラザ甲府 (参加者数 450名)
- 12月 1日 中間監査 10:00～県教育会館 監事 渡邊 小林 丹澤
第2回社会教育関係団体指導者研修会 数島総合文化会館 石原 中島 関口 佐野
- 6日 第5回教育相談連絡会議 甲府市南部市民センター
- 7日 第7回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
県考古博物館協議会委員委嘱・任命式及び第2回協議会 県考古博物館 石原
- 9日 県社会教育振興会第4回理事会 県防災新館 進邦会長
- 10日 第3回母親委員会 甲府市南部市民センター
- 11日 県ボランティア協会40周年記念フォーラム 岡島ローヤル会館
- 13日 学校給食用米の食味会及びパン評定会 学校給食会 依田
- 24日 「三行詩」表彰式 国立オリンピック記念青少年総合センター
- 26日 第66回「社会を明るくする運動」作文コンテスト表彰式 古名屋ホテル 進邦会長
- 1月 6日 山梨県教職員組合新年互礼会 ベルクラシック甲府 進邦会長
- 11日 第2回情報委員会 甲府市南部市民センター
- 12日 交通安全推進県民大会 甲府市市民会館
- 17日 県校長会教育懇談会 ベルクラシック甲府 進邦会長
実践的防災教育推進事業成果発表会 桃源文化会館 内藤
- 21日 「子ども若者支援フォーラム」青少年センター 石原
- 23日 第8回精神保健セミナー 精神保健福祉センター 佐野次長
- 25日 第8回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
- 27日 関東ブロックPTA協議会 会長・事務局長合同会議 高崎ビューホテル 進邦会長
県食育推進協議会総会 びゅあ総合
- 29日 やまなし環境活動推進ネットワークフォーラム びゅあ総合
- 2月 3日 スクールソーシャルワーカー(SW)活用事業 第2回運営協議会 県防災新館 前田
- 4日 第4回常任理事会・第3回理事会・第2回役員選考委員会 甲府市南部市民センター
- 5日 第14回「わたしたちの研究室」表彰式、研究発表会 考古学博物館 石原
- 7日 日本PTA全国協議会 協議会事務局長会議 日P全国協議会会館 依田局長
県交通対策推進協議会交通安全部会 県防災新館 進邦会長
- 10日 食育シンポジウム スーパー食育スクール 県立文学館 進邦会長
- 15日 県社会教育振興会第5回理事会 県防災新館 石原
第2回思春期問題連絡会議 県福祉プラザ 佐野次長
- 16日 県PTA情報紙第127号発行
- 18日 県PTA協議会研修会「ネットモラルキャラバン隊」都の杜うぐいすホール
参加者234名
- 20日 第2回県いじめ問題対策連絡協議会 県防災新館 進邦会長
臨時次期県PTA役員選考委員会 県教育会館 選考委員 事務局
- 21日 県予防接種対策協議会 県庁本館 石原
第2回県社会教育委員の会議 県防災新館 石原
学校給食一般物資選定委員会 笛吹市州スコレーセンター会議 依田局長
- 22日 次期単位PTA会長等予定者研修会会場打合せ
桃源文化会館 佐野誠 佐野博 依田局長 中島
日本PTA全国協議会 委員会・臨時総会・協議会会議 進邦会長
第9回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
- 23日 「富士山の日」2017 静岡県 日本平ホテル 進邦会長 石原 中島
- 24日 青少年のインターネット利用環境整備連絡会議 県防災新館 進邦会長
- 28日 第9回精神保健セミナー委員会 精神保健福祉センター 佐野次長
- 3月 1日 平成29年度山梨県PTA協議会役員選考公示
(届出期間3月1日(水)～同月31日(金))
県放課後子ども総合プラン推進委員会 県防災新館 石原
- 4日 地域指導者・会長等予定者研修会 桃源文化会館 (参加者数 203名)
第3回役員選考委員会 南アルプス市白根公民館

- 7日 第6回教育相談連絡会議 甲府市南部市民センター
- 10日 県学校給食臨時評議員会 県学校給食会 依田局長
- 13日 やまなし男と女とのフォーラム実行委員会「第3回企画部会」 県庁 進邦会長
- 15日 第3回教員の多忙化対策検討委員会 県防災会館 進邦会長
県精神保健協会第5回理事会 県精神保健福祉センター 佐野次長
- 24日 第16回やまなし県民文化祭第2回実行委員会 びゅあ総合 進邦会長
- 17日 「早寝早起き朝ごはん」10周年記念式典 全国フォーラム・祝賀会 進邦会長
- 26日～30日 日P主催 国内研修事業 沖縄県渡嘉敷村 中学2年生男女各1名参加
- 29日 臨時役員選考委員会 県教育会館
- 31日 県P役員選考立候補・推薦〆切
- 4月 4日 第4回役員選考委員会 県P事務局
- 12日 第1回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
- 18日 親子安全会・扶助会学校事務説明会 中巨摩教育会館
関プロPTA協議会会長会議 新潟市 進邦会長
- 19日 親子安全会・扶助会学校事務説明会 甲府市南部市民センター
第1回教育会館入居団体代表者会議 県教育会館 局長・次長
- 20日 親子安全会・扶助会学校事務説明会 富士吉田市民会館
- 25日 精神保健セミナー委員会 福祉プラザ 次長
- 27日 県教科用図書選定審議会及び委嘱式 びゅあ総合 石原 中島
- 5月 8日 県社会教育振興会第1回理事会 防災新館 進邦会長
都留市小中学校PTA連合会定期総会 禾生第一小 関口
- 9日 平成28年度定期監査(協議会・親子安全会・扶助会) 県教育会館
監事 渡邊 小林 丹澤
- 10日 南都留郡PTA連合会総会 南都留教育会館
- 11日 富士吉田市PTA連合会総会 富士吉田市民会館
県社会教育福祉審議会健全育成審査部会 防災新館 進邦会長
地域連携子どもと親と教師の教育相談事業連絡協議会 防災新館 次長
- 12日 南アルプス市連合PTA総会 若草生涯学習センター 前田
峡南PTA協議会総会 中富総合会館 石原
- 13日 広報紙コンクール・広報紙づくり講習会 甲府市南部市民センター 38人参加
第67次春季教育研究山梨県集会 韮崎文化ホール 内田
北都留小中学校PTA連合会定期総会 上野原市文化ホール 進邦会長
- 14日 大月市PTA連合会総会 大月市民会館 関口
- 15日 県公立小中学校教頭会定期総会 甲府市民会館 進邦会長
- 16日 第1回正副会長会議 県教育会館
県スクールソーシャルワーカー活用事業運営協議会 防災新館 内田
第3回県社会教育委員の会議 防災新館 石原
- 18日 韮崎市PTA連合会総会 穂坂小
北社市PTA連絡協議会総会 明野中 内田
社会を明るくする運動県推進委員会 甲府市民会館 局長
環境パートナーシップやまなし役員会・企画委員会 防災新館
リニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会総会 セレス甲府
- 19日 県高等学校PTA連合会定期総会 県文学館 石原
県公立小中学校長会定期総会・大会 甲府市民会館 進邦会長
笛吹市PTA連合会総会 石和中 進邦会長
- 20日 日本PTA委員会・会長会 東京品川 進邦会長
甲府市PTA連合会定期総会 青少年センター 前田
山教組定期大会 桃源文化会館 石原
- 21日 第5回常任理事会・新旧理事会・事務局長代表者会議 甲府市南部市民センター
- 23日 精神保健協会第1回理事会 福祉プラザ 次長
山梨市PTA連絡協議会総会 岩手小
PTA関係文科大臣表彰候補者選考委員会 防災新館 局長
第17回やまなし県民文化祭実行委員会 びゅあ総合
甲州市小中学校PTA連絡協議会総会 甲州市民会館 中島
- 24日 第2回親子安全会・扶助会審査運営・認定委員会 県教育会館
- 25日 県教科用図書選定審議会及び委嘱式 びゅあ総合 石原 中島
第73回国民冬季大会県実行委員会 防災新館 進邦会長
青少年関係団体等ネットワーク会議 青少年センター
- 31日 第1回県いじめ問題対策連絡協議会 防災新館 進邦会長
- 6月 1日 県総合計画審議会総会第3回まなび子育て環境部会 ホテル談露館 石原
- 2日 中央市PTA総会 三村小
- 3日 平成29年度山梨県PTA協議会・親子安全会・扶助会定期総会 桃源文化会館

[第1号議案] (1) -①

平成28年度山梨県PTA協議会 事業報告・決算報告の承認に関する件

[スローガン]

ひらく・つながる・ひろがる
～子どもたちの健やかな成長を願って～

[活動方針]

- 1 子どもたちの健やかな成長を願い、親や家庭の役割を再認識する場としてのPTA活動を推進する。
- 2 会員相互の結びつきを強め、資質向上を図り、諸課題に対応できるPTA活動を推進する。
- 3 学校・家庭・地域社会の連携強化に努め、各単位PTAを支援する活動を推進する。
- 4 日本PTA全国協議会(日P)、関東ブロックPTA協議会(関ブロ)、県・郡市・単位PTA、及び教育諸団体と連携し、教育条件整備を推進する。

[具体的活動] ※下線部が実施済み事項

1 山梨県PTA協議会の運営

○総会・理事会・諸会議及び各種委員会の実施

・県PTAの活動方針実現のための適切に会議を実施した。

・新旧理事会(5/22)・定期総会(6/4)・常任理事会(5/22,① 6/26,② 9/10,③ 10/1,④ 2/4)

・理事会(① 6/26,② 10/1,③ 2/4)

・郡市P事務局長・代表者会議(5/22)・常置委員会(総務・情報・企画・母親)

・親子安全会審査運営委員会・扶助会認定委員会

(①4/20, ②5/25, ③6/15, ④7/6, ⑤9/7, ⑥10/26, ⑦12/7, ⑧1/25, ⑨2/22)

2 調査研究・情報収集・教育相談事業

(1) 学校・家庭・地域教育やPTA活動に関するアンケート調査及び研究
児童生徒の教育環境に関する意識調査や研究を企画・実施する。

→企画委員会で「特色あるPTA活動」事例紹介収集し1例を討論集会で発表

(2) 教育関係機関との情報交換会議、研究会への参加

県下小中単位PTAをはじめ、国・県等の教育関係機関と情報交換や研究会を行う。

PTA全国研究大会(8月)、関ブロ研究大会(10月)、県民大行動研究発表(11月)

→全国大会・関ブロ大会・県民大行動の詳細は別記「主な事業・活動報告」参照

(3) 教育環境整備に関する啓発活動

子どもたちが安心安全に生活できるよう関係機関へ要請活動等を行う。

→詳細は別記参照

(4) 教育相談事業

県P事務局に電話教育相談窓口を設置して対応。また、各郡市教育会館開設の教育相談員と連絡会議を組織し、連携して相談に当たる。

県教委・山梨大学とも連絡協議会を組織し、実効性のある相談活動を実施する。

→事務局で午前9時から午後5時まで電話教育相談窓口として設置(10件)

・各地区の教育相談員と定期的に連絡会を持ち情報共有・研修会を実施(6回)

3 学校・家庭・地域社会教育に関する研修会や講演会活動

(1) 「山梨県PTA大会」の開催

県下会員が一堂に会して交流し、学び合える場として企画し、表彰、講演、分科会

等の内容で構成する。

→11月26日(土)実施、詳細は別記「主な事業・活動報告」参照

(2) 「PTA会長等予定者・地域指導者研修会」の開催

県下の単位PTA次年度会長等予定者を中心とした研修会を企画し、PTA活動の運営や課題など経験者から学んだり参加者の情報交換を行う。

→3月4日(土)実施、詳細は別記「主な事業・活動報告」参照

(3) 教育研究集会，教育県民大行動等県内の教育関係機関と共催で，教育に関する研究会や要請行動等に取り組む。

→第53次教育県民大行動の集約として11月21日に知事・議長に要望書提出

(4) 情報委員会による広報紙(新聞)づくり講習会の開催。5月13日(土)実施

(5) 日P主催の国内研修事業への参加

→3月26日(日)～30日(木)(5日間)沖縄県渡嘉敷村にて研修

本年度、中学2年生 男子1名 女子1名参加

4 PTA活動(社会教育)に関する表彰事業(県P総会及び県P大会時に表彰)

(1) PTA活動(社会教育活動)に顕著な貢献をした個人または団体に対して表彰する。

(県P会長表彰，日P会長表彰) →11月26日の第4回PTA大会で表彰

(2) 県内のPTA関係機関(単P・郡市P)の広報部等が作成したPTA広報紙コンクールを実施し，優れた作品を表彰する。

→11月26日の第4回PTA大会で表彰

5 学校・家庭・地域教育・安全教育に関する広報・啓発活動

(1) PTA活動や教育に関する情報紙「県P情報やまなし」を情報委員会編集で発行する。

→第126号を10月4日発行、第127号を2月16日発行

(2) 活動報告や教育情報，県PTAの提言等をホームページやフェイスブック等で発信する。

(3) 安全安心普及事業

単Pの健康安全運動の取り組みへの情報提供と協力。山梨県交通安全対策協議会，県安心安全なまちづくり推進協議会と連携して，児童生徒の安全を守る啓発運動に取り組む。

(4) 山梨県PTA親子安全会普及事業

親子安全会見舞金制度の啓発普及強化と全員加盟体制堅持。公平な見舞金支給のため審査運営委員会の一層の充実を図る。また教育相談事業，安全教育広報事業の充実に努める。

(5) 山梨県PTA扶助会普及事業

扶助会見舞金制度の啓発普及強化と全員加盟体制堅持。公平な厚生援助金及び弔慰見舞金支給のため認定委員会の充実に努める。

6 教育・行政・日本PTA等教育関係機関との連携施策提言事業

(1) 教育四者(校長会・教頭会・教育会・PTA協議会)等関係機関と連携協力

県及び県議会への教育予算増額要請及び，少人数教育施策の継続推進等予算や施策等について陳情提言する。→3-(3)参照

(2) 行政機関，教育委員会等と連携のため，各種会議や大会に参加 →経過報告参照

(3) 日本PTA全国協議会や関ブロPTA協議会との連携，文科省施策等の情報交換

・日本PTA全国協議会(地方協議会会長会議，常置委員会，懇談会，事務局長会議)

・関東ブロックPTA協議会(会長会議，合同会議)

・「心のきずな61教育支援基金」募金活動への協力 →経過報告参照

平成28年度常置委員会活動報告

○総務委員会 委員長 佐野 誠 (上条中P)

- ・常任理事会・理事会等諸会議の準備・運営
 - ・「第4回県PTA大会」全体運営・準備
 - ・単位PTA会長等予定者研修会の企画運営
- 5月22日 新旧理事会 (正副委員長選出)
6月26日 第1回常任理事会 (活動内容の確認)
7月5日 第1回総務委員会 (内容確認・会長予定者研修・組織運営)
9月1日 第2回総務委員会 (県PTA大会の運営、会長予定者研修会の講師選定について)
11月26日 第4回県PTA大会主管
2月18日 「ネットモラルキャラバン隊」事業準備協力
3月4日 単位PTA会長等予定者研修会 (南アルプス市桃源文化会館 参加者数203名)

○情報委員会 委員長 手塚 武 (井尻小P)

- ・県P情報「やまなし」の企画・編集・発行
 - ・県Pホームページの編集発信・更新
 - ・PTA広報紙コンクール・広報紙づくり講習会
- 5月22日 新旧理事会 (正副委員長選出)
6月26日 第1回常任理事会 (活動内容の確認)
7月14日 第1回情報委員会 (県P情報126号の企画・編集他)
9月13日 ~21日126号校正
10月4日 県P情報「やまなし」第126号発行
11月26日 第4回県PTA大会準備協力
1月11日 第2回情報委員会 (県P情報127号の企画・編集他)
2月3日 ~9日127号校正
2月16日 県P情報「やまなし」第127号発行
2月18日 「ネットモラルキャラバン隊」事業準備協力
5月13日 広報紙コンクール審査会・広報紙づくり講習会

○企画委員会 委員長 内田 晃 (葦崎小P)

- ・県討論集会での発表
 - ・日P常置委員会のアンケート調査に協力
 - 「教育に関する保護者の意識調査」~ (依頼校：吉田小・大月東中)
 - 「子どもとメディアに関する意識調査」~ (依頼校：白根百田小・上野原中)
- 5月22日 新旧理事会 (正副委員長選出)
6月26日 第1回常任理事会 (活動内容の確認)
7月2日 第1回企画委員会 (討論集会発表に向けての意見交換)
7月5日 各支部から特色ある活動のPTAを2・3事例紹介 (依頼) ~29日
8月29日 第2回企画委員会 (特色ある活動のPTAを事例紹介から3例抽出し原稿依頼)
・日P調査：4校に依頼
10月28日 第3回企画委員会 (討論集会の発表に向けて資料の確認)
11月12日 県討論集会で内田 晃企画委員長が「葦小PTA『10秒の愛』推進キャンペーン」と題し発表し、葦崎小PTAの具体事例を発表
26日 第4回県PTA大会準備協力
2月18日 「ネットモラルキャラバン隊」事業準備協力

○母親委員会 委員長 小笠原 悠子 (秋山小P)

- ・母親委員会独自の研修会開催
 - ・県P大会運営に協力 (受付)
 - ・「ネットモラルキャラバン隊」活用事業主管
- 5月22日 新旧理事会 (正副委員長選出)
6月26日 第1回常任理事会 (活動内容の確認)
7月9日 第1回母親委員会 (学習内容・母親委員会の今後)
9月3日 第2回母親委員会
・研修会『子どもとの向き合い方~ならばなら怒らずに、育ちにつながるヒント~』
[講師：臨床心理士 伊藤美佳氏 (山梨大学 保健管理センター)]
・情報交換会
11月26日 第4回県PTA大会準備協力
12月10日 第3回母親委員会 (県P大会反省、今年度の反省と次年度への申し送り、「ネットモラルキャラバン隊」事業について打合せ)
2月18日 「ネットモラルキャラバン隊」事業主管

○親子安全会運営委員会 委員長 佐藤 文 泰 (道志中T)

- 9月7日 第5回運営委員会 (手引きの原案提示)
10月12日 全県各校に、来年度必要枚数の確認・申し込み枚数調 (依頼文) 発送
10月26日 第6回運営委員会 (原案再検討 (最終))
11月4日 手引き配布 (各校へ郵送)
- ・山梨県PTA親子安全会審査運営委員会の開催 (年間9回実施)
※見舞金の公平給付の徹底を図るため規定に則した厳正な審査と給付
 - ・不登校児童生徒対策推進事業実施、指定校の指定と啓発 (28年度は小7校、中3校指定)

○扶助会認定委員会 委員長 佐藤 文 泰 (道志中T)

- ・山梨県PTA扶助会認定委員会の開催 (審査運営委員会と同日開催・年間9回実施)
- ・制度発足時の趣旨と基本的内容の共通理解を図った運営

主な事業・活動報告

・連携施策提言事業

- (1) 『30人学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書』を石井脩徳県議会議員長宛に提出。(6月10日)
- (2) 教育四者による要請書提出～後藤 斎知事・守屋 守教育長・鈴木幹夫県議会議員長宛～『子ども達の豊かな教育環境をつくるための教職員定数改善の要請』11月21日(月)

・母親委員会学習会 9月 3日(土) 甲府市南部市民センター 16人参加

- 講演「子どもとの向き合い方～ならばなら怒らずに、育ちにつながるヒント～」
講師 臨床心理士 伊藤美佳氏(山梨大学 保健管理センター)

・第64回日本PTA全国研究大会徳島大会 8月19日(金)～21日(日)13人参加

- ①家庭教育・健康安全「食育を通して健やかな子どもを育てるPTA活動のあり方」・文科省協力「地域防災を支えるひとづくり～震災から学ぶ家庭・学校・地域のパートナーシップ～」の2分科会にそれぞれ参加
- ②全体会 記念講演 竹宮 恵子氏「輝く未来をひらくために大切なこと～こどもたち、そして私たちが自立するために～」親離れ子離れの大切さ、子どもたちがつくる未来は、大人が牛耳ることはできない、成し遂げること、努力することの大切さなどを拝聴。

・第48回日本PTA関東ブロック研究大会茨城大会10月21日(金)～22日(土)48人参加

歴史と未来が息づく常陸国から伝えたい願い 伝わる想い
～愛する子どもたちへ贈るメッセージ～

- ①全員が、4つの分科会に分かれて参加。一宮西小PTA 一木雅彦前会長・古屋寛往会長が第7分科会で「ネット社会の危機から子どもたちを守る保護者の役割～『家庭におけるゲーム、携帯電話、スマートフォンの利用のルール』」と題して事例発表
- ②全体会 記念講演 東京大学 教授 西成活裕氏 『『深い学び』と思考体力』を拝聴。

・第53次教育県民大行動

(1) 教育シンポジウム 10月23日(日) 甲府市総合市民会館 79人参加

テーマ「子どもたちと向き合う時間を増やすために」
・PTA代表として浅利久美子理事(甲府東中PTA)がシンポジストを務める。

(2) 討論集会 11月12日(土) 山梨市民会館 47人参加

・内田晃企画委員長が、「葦小PTA『10秒の愛』推進キャンペーン」と題し発表

(3) 要望書提出(県PTA協議会、県校長会、県教頭会、県教職員組合)

- ・11月21日に知事・教育長・県議会議員長に「要望書」を提出
- ・併せて「子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための教職員定数改善に関する要請」も提出

・第4回山梨県PTA大会 11月26日(土) ジットプラザ甲府 参加者461人

テーマ「子どもたちと向き合う時間を増やすために」～子どもと向き合うことの大切さ～

開会セレモニー・表彰式(文科大臣表彰・日P会長表彰・県P会長表彰)

・基調講演「子どもたちと向き合うために大切なこと」～カウンセラーとしての経験から～
講師：藤田博康氏(山梨大学大学院教育学研究科教授)

・パネルディスカッション☆コーディネーター：進邦徹夫☆コメンテーター：藤田博康
☆パネラー：佐野 誠、小笠原悠子、田邊和夫

・山梨県PTA協議会研修会 文科省委託事業「ネットモラルキャラバン隊」

2月18日(土) 都留市「都の杜うぐいすホール」 234人参加

講演「スマホ時代の大人が知っておきたいこと」 講師 兵庫県立大学 准教授 竹内和雄氏
会場トークセッション ☆コーディネーター：竹内和雄

☆パネラー：実行委員長他、保護者代表、学校職員代表、児童・生徒代表

・文科省・日P共催「楽しい子育て全国キャンペーン」三行詩への応募

応募総数1288点 常任委員による選考の結果、小学生・中学生・一般の各部で5点の計15点が優秀作品に選ばれ、日本PTAに推薦した。その結果、小学生の部において、高根北小学校4年の小川天維さんの作品が全国の佳作に、一般の部において、葦崎小学校PTAの谷内 浩さんの作品が厚生労働大臣賞に輝いた。

・地域指導者・単位PTA会長等予定者研修会 3月4日(土) 桃源文化会館 203人参加

(全体会) ①講演会 演題「話す、読む、書く、聞く」講師 阿刀田 高氏(山梨県立図書館館長)

②事業説明 ③協議会 ④安全会・扶助会 ⑤社会教育振興会

(分散会) 単位PTA会長等予定者郡市別研修会

・広報紙コンクール・広報紙づくり講習会 平成29年5月13日(土) 甲府市南部市民センター

【入賞作品一覧】	最優秀賞	甲州市立塩山北小学校PTA広報紙	「北辰」
	優秀賞	北杜市立高根北小学校PTA広報紙	「もみじ」
		山梨大学教育学部附属中学校PTA広報紙	「桐の実」
		甲府市立南中学校PTA広報紙	「みなみ風」
	奨励賞	北杜市立白州小学校PTA広報紙	「こころ」
		北杜市立高根清里小学校PTA広報紙	「きよさと」
		上野原市立上野原西小学校PTA広報紙	「四つ葉」
		甲府市立北中学校PTA広報紙	「北陽樹」

※ 表彰式は第5回山梨県PTA大会(11月25日(土)開催)の席上行います。

【講習会】38人の参加。山日新聞社読者センター長の八巻信也先生からグループで「まわし読み新聞」づくりを通して新聞と広報紙の特性や具体的に編集・取材・紙面作りについて詳しく指導していただいた。

平成28年度 山梨県PTA協議会 決算書

自平成28年4月1日 至 平成29年3月31日

〈収支決算の部〉

〈単位・円〉

項目	本年度予算額	決算額	増減	摘要
収入総額	12,360,312	12,429,244	68,932	
支出総額	12,360,312	9,798,358	△ 2,561,954	
差引残高	0	2,630,886	△ 2,630,886	

〈収入の部〉

〈単位・円〉

項目	本年度予算額	決算額	増減	摘要
前年度繰越金	832,711	832,711	0	
会費収入	11,448,000	11,466,900	18,900	180円×児童生徒数(63,705人)
事業収入	64,601	64,601	0	
親子安全会	22,010	22,010	0	親子安全会定款30条による
扶助会	42,591	42,591	0	扶助会定款12条による
その他の事業収入	0	0	0	
助成金	0	0	0	
雑収入	15,000	65,032	50,032	利息、拡大機看板印刷代
収入合計	12,360,312	12,429,244	68,932	

〈支出の部〉

〈単位・円〉

事務局費	5,556,000	5,121,694	△ 434,306	
職員給与	3,500,000	3,314,170	△ 185,830	職員2名分
職員福利厚生	186,000	180,000	△ 6,000	職員1名分
職員諸手当	120,000	117,240	△ 2,760	通勤費(2名分)
事務局旅費	50,000	44,650	△ 5,350	旅費・出張費
渉外費	50,000	35,000	△ 15,000	弔意規定による
需用費	150,000	114,519	△ 35,481	事務用品
備品購入費	250,000	122,181	△ 127,819	什器備品、
通信光熱費	200,000	147,696	△ 52,304	電話・FAX・切手・ハガキ・プロバイダー料
使用料賃貸料	1,050,000	1,046,238	△ 3,762	入居団体拠出金・共益費、リース代
事業費	5,436,000	3,376,664	△ 2,059,336	
総会費	200,000	63,828	△ 136,172	定期総会、表彰関係
会議費	500,000	255,202	△ 244,798	会議会場費、運営費、教育行政機関との連携
旅費	600,000	364,054	△ 235,946	常任理事会・理事会旅費、関プロ会議
委員会費	1,000,000	698,067	△ 301,933	各常置委員会運営費、旅費
研修費	2,500,000	1,358,473	△ 1,141,527	全国、関プロ研究大会、県P大会
日P会費	636,000	637,040	1,040	日P会費10円×児童生徒数63,704人(日P報告時)
積立金	1,300,000	1,300,000	0	
退職手当積立金	200,000	200,000	0	
備品購入積立金	300,000	300,000	0	
関プロ山梨大会積立金	500,000	500,000	0	
会館移転関係積立金	300,000	300,000	0	
雑費	20,000	0	△ 20,000	
予備費	48,312	0	△ 48,312	
支出合計	12,360,312	9,798,358	△ 2,561,954	

平成28年度 山梨県PTA協議会積立金等 決算報告

平成29年3月31日現在

(単位:円)

1)退職手当積立金

平成27年度末残高	568,096
退職金支払い(平成28年6月)	323,200
取りくずし時利息	152
利息	883
一般会計より平成28年度分	200,000
平成28年度末現在高	445,931

2)関プロ山梨大会積立金

平成27年度末残高	1,000,923
利息	25
一般会計より平成28年度分	500,000
平成28年度末現在高	1,500,948

3)会館移転関係積立金

平成27年度末残高	5,373,259
利息	696
一般会計より平成28年度分	300,000
平成28年度末現在高	5,673,955

4)災害義援金募金

平成27年度末残高	522,515
利息	13
心のきずな61教育支援基金より(29年3月末までのため)	1
平成28年度現在高	522,529

5)心のきずな61教育支援基金

平成27年度末残高	1
H28,4/1~H29,3/31までの募金額	0
H29,3/31をもって募金終了の為解約(残金は災害義援金募金通帳へと入金)	1
平成29年3/31をもって解約	0

6)備品購入積立金

一般会計より平成28年度分	300,000
	300,000

平成28年度

山梨県PTA協議会 業務・会計 監査報告

平成28年度 業務・会計監査結果について、次のとおり報告いたします。


1 監査期間と対象


- (1) 業務・会計監査期間（平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日）
- (2) 業務監査
- (3) 一般会計の収入・支出
- (4) 退職手当積立金、関プロ山梨大会積立金、会館移転関係積立金、
災害義援金募金、心のきずな61教育支援基金


2 監査の結果

- (1) 業務は適切に遂行されている。なお一層PTA活動の充実を期待する。
- (2) 帳簿・証憑書類等はよく整理され、計数ともに正確であった。
- (3) 会計執行は適正であると認められる。

平成29年 5月9日

監 事 渡 邊 正 司 

小 林 且 宣 

丹 澤 由 香 子 

平成28年度 山梨県PTA親子安全会事業報告

I 審査運営委員会の実施 (年間9回の審査件数, 給付見舞金は次の通り)

回	月	日	曜	会 場	審 査 件 数	給 付 金 額
1	4	20	水	山梨県教育会館	257件	5,229,118円
2	5	25	水	山梨県教育会館	126件	2,097,798円
3	6	15	水	山梨県教育会館	104件	1,446,820円
4	7	6	水	山梨県教育会館	100件	1,321,376円
5	9	7	水	山梨県教育会館	189件	3,139,990円
6	10	26	水	山梨県教育会館	320件	4,974,160円
7	12	7	水	山梨県教育会館	183件	2,677,334円
8	1	25	水	山梨県教育会館	216件	3,520,004円
9	2	24	水	山梨県教育会館	141件	2,205,914円
合 計					1,636件	26,612,514円

(参照: H27 1,737件 26,845,712円)

II 審査運営委員会から

- (1) 本会が規定する見舞金の公平な給付の徹底が図れる審査に努めた。
- (2) 審査運営委員会の内容を充実するため, 客観的な資料収集及び利用に努めた。
- (3) 審査基準をより正確を期すため, 継続審査や課題毎審査の徹底を図った。
- (4) 「親子安全会・扶助会の手引き」平成29年度版の内容を検討し, 手作りで作成した。

III 事務説明会の実施

事務の効率化, 制度内容や変更点の徹底を図るため, 県内3地区(中巨摩教育会館, 甲府市南部市民センター, 富士吉田市民会館)において事務説明会を開催した。

IV 安全教育・教育相談事業について

1 教育相談連絡会並びに教育相談研修会について 事務局並びに相談員として従事した。

回	月	日	曜	会 場	内 容
1	5	11	水	県庁防災新館	役員の決定, 県教委との合同研修会
2	7	12	火	南部市民センター	年間計画の設定, 相談事例の発表と意見交換
3	10	13	木	南部市民センター	相談事例の学習会及び情報交換
4	10	23	日	ふれあい情報館	講演会「STOP! 子ども虐待」に参加
5	12	6	火	県庁防災新館	県教委との合同研修会(藤田博康山梨大学教授)
6	3	7	火	南部市民センター	「相談事例」の発表と意見交換, 成果と課題

- ① 各郡市の教育相談担当者が連携を密にして地域に即した教育相談の推進に努力した。
- ② 県P情報に各郡市の教育相談担当者, 相談日・場所を掲載し, いつでも取り組める体制づくりに努めた。
- ③ 県P事務局への電話相談に対しては, 年間を通じ各機関と連携しながら真摯に対応した。
- ④ 相談員は, 各種研修会等にも積極的に参加して資質の向上に努めた。

2 『不登校児童・生徒対策推進事業』の展開について

- ① 不登校児童・生徒対策推進事業指定校(親子安全会指定校)制度により, 応募校事業計画を運営委員会で審議し, 小学校7校, 中学校3校の計10校を指定した。
- ② 指定校では, 人間関係実態把握や教師のカウンセリング研修, PTA学習会等に取り組み, また不登校児童生徒への生活や学習・進路選択等への支援や環境づくり等に取り組んだ。

V 広報活動について

- (1) 県P情報に, 「親子安全会だより」を掲載して, 会員の親子安全会への理解を深めた。
- (2) 「親子安全会の手引き」を作成し, 全加入者へ配布した。
- (3) 「親子安全会情報」の内容を検討し, 現場で活用し易い工夫をして発行した。
- (4) 山梨県PTA協議会のホームページの中に, 親子安全会のページを設定し, 親子安全会の趣旨, 内容の周知を図った。また, 定期的に情報の更新も行ってきた。

平成28年度山梨県PTA親子安全会決算書

自 平成28年4月1日 至平成29年3月31日

収入総額	77,636,475円
支出総額	38,517,458円
差引当年度会計残額	39,119,017円
郡市P連安全教育推進活動費	2,003,425円 (定款31条による支出予定分)
次年度繰越金	37,115,592円

収入の部

単位:円

項 目	予算額	決算額	予算比増減	摘 要
前年度繰越金	37,546,779	37,546,779	0	
会費	40,017,000	40,068,500	51,500	児童生徒63,737、保護者教職員48,579
雑収入	20,000	21,196	1,196	利息 11,643 繰越特別金利息 9,553 雑収入 0
合 計	77,583,779	77,636,475	52,696	

支出の部

単位:円

項 目	予算額	決算額	予算比増減	摘 要
事務局費	7,210,000	6,101,932	△ 1,108,068	
職員給与	3,600,000	3,208,030	△ 391,970	職員2名分
職員福利厚生	180,000	180,000	0	職員1名分
職員諸手当	330,000	329,280	△ 720	通勤費2名分
事務局旅費	100,000	31,900	△ 68,100	出張旅費
渉外費	50,000	32,333	△ 17,667	手土産代、お香典
需用費	500,000	183,782	△ 316,218	用紙、トナー、文具、コピー代、各種手数料等
備品購入費	300,000	245,645	△ 54,355	事務機器購入、機器補修代等
通信光熱費	600,000	393,524	△ 206,476	郵便料、電話代、FAX代
使用料賃貸料	1,550,000	1,497,438	△ 52,562	入居団体拠出金、共益費、リース代
事業費	69,350,000	31,889,516	△ 37,460,484	
総会費	100,000	65,883	△ 34,117	総会諸経費
各種会議費	700,000	518,013	△ 181,987	事務説明会旅費、監査諸経費
印刷費	1,000,000	645,959	△ 354,041	安全会情報、県P情報等
審査会費	600,000	309,130	△ 290,870	会場費、旅費、昼食代
見舞金	62,300,000	26,612,514	△ 35,687,486	傷害、後遺症、死亡見舞金
送金費	100,000	27,756	△ 72,244	見舞金等送金費
特別顧問謝金	250,000	200,000	△ 50,000	顧問医師謝金
安全教育費	1,800,000	1,474,736	△ 325,264	教育相談、指定校助成、諸大会
学校事務費	2,500,000	2,035,525	△ 464,475	各校通信費、消耗品費等
積立金	500,000	500,000	0	
退職手当積立金	100,000	100,000	0	
関フロ山梨大会積立金	100,000	100,000	0	安全教育部会関連費積立
会館移転関係積立金	200,000	200,000	0	
備品購入積立金	100,000	100,000	0	
拠出金	22,010	22,010	0	定款30条により県Pへ拠出
雑費	60,000	4,000	△ 56,000	
予備費	441,769	0	△ 441,769	
支 出 合 計	77,583,779	38,517,458	△ 39,066,321	

平成28年度 山梨県PTA親子安全会 積立会計報告

平成29年3月31日現在
単位:円

1. 積立金

1) 退職積立金

平成27年度末	715,344
平成28年度分	100,000
6/21退職金支払	△ 484,800
利 息	157
<hr/>	
平成28年度末現在高	330,701

2) 備品購入積立金

平成27年度末	484,945
平成28年度分	100,000
利 息	100
<hr/>	
平成28年度末現在高	585,045

3) 関ブ口山梨大会積立金

平成27年度末	2,104,160
平成28年度分	100,000
利 息	654
<hr/>	
平成28年度末現在高	2,204,814

4) 会館移転関係積立金

平成27年度末	11,774,793
平成28年度分	200,000
利 息	2,529
<hr/>	
平成28年度末現在高	11,977,322

2. 繰越特別金(※見舞金支払い補充のみに使用)

平成27年度末	40,000,000
利 息	9,553
定款30条 (平成29年度県Pへ抛出予定)	△ 9,553
<hr/>	
平成28年度末現在高	40,000,000

郡市P連安全教育推進活動費配分額（案）

※ 本年度の配分額 = 郡市P連親子安全会前年度会費納入額 × 0.05

各郡市Pの安全教育推進事業（心の教育、教育相談事業等）に充当するものとする。

（単位：円）

	郡 市	親子安全会 前年度会費総額	配分率	郡市P連 配分金額	
1	甲 府 市	8,778,300	0.05	438,915	
2	南 ア ル プ ス 市	4,020,000	0.05	201,000	
3	中 巨 摩 東 部	甲 斐 市	3,843,600	0.05	192,180
		中 央 市	1,593,700	0.05	79,685
		昭 和 町	1,089,800	0.05	54,490
4	甲 州 市	1,603,700	0.05	80,185	
5	山 梨 市	1,710,400	0.05	85,520	
6	笛 吹 市	3,351,700	0.05	167,585	
7	峡 南	2,199,100	0.05	109,955	
8	韭 崎 市	1,454,900	0.05	72,745	
9	北 杜 市	2,017,100	0.05	100,855	
10	富 士 吉 田 市	2,439,500	0.05	121,975	
11	都 留 市	1,475,900	0.05	73,795	
12	南 都 留	2,553,100	0.05	127,655	
13	大 月 市	933,400	0.05	46,670	
14	北 都 留	1,004,300	0.05	50,215	
	合 計	40,068,500	0.05	2,003,425	

定款 第31条（郡市P連安全教育推進活動費）

本会は、決算において余剰金が生じたときは、各郡市PTA連合会に活動費として、各郡市P連より納入せられたる会費総額の5%を限度に拠出することができる。

定款 第26条（余剰金の処理）

余剰金とは当期の収支差額のうち、当該年度の各単位PTAより納入せられたる会費総額から、当該年度の総支出額を控除した残額を言う。

平成28年度 山梨県PTA扶助会事業報告

I 認定委員会の実施（認定件数、給付見舞金は次の通り）

回	月	日	曜	会 場	認定件数	給 付 金 額
1	4	20	水	山梨県教育会館	17 件	1,700,000 円
2	5	25	水	山梨県教育会館	6 件	600,000 円
3	6	15	水	山梨県教育会館	3 件	300,000 円
4	7	6	水	山梨県教育会館	1 件	100,000 円
5	9	7	水	山梨県教育会館	7 件	700,000 円
6	10	26	水	山梨県教育会館	7 件	700,000 円
7	12	7	水	山梨県教育会館	6 件	600,000 円
8	1	25	水	山梨県教育会館	11 件	1,100,000 円
9	2	22	水	山梨県教育会館	3 件	300,000 円
合 計					61 件	6,100,000 円

(参照：H27 62 件 6,200,000円)

II 認定委員会から

- ① 本会が規定する厚生援助金及び弔慰見舞金の公正な給付の徹底が図れるよう努めた。
- ② 認定委員会の内容を充実するため、客観的な資料提供に努めた。
- ③ 「平成29年度扶助会の手引き」の内容検討を行い、会員に配付した。
- ④ 制度の円滑実施へ向けて制度の基本的内容の共通理解を図り、その趣旨と目的にあった公正な運営に努めた。

III 扶助会定款・給付規定に関して

平成20年度総会において承認された扶助会定款及び給付規定に則り、平成21年4月から規定通り運営している。

IV 事務説明会の実施

扶助会の事務の効率化、制度の目的・内容の徹底を図るため、県内3地区（中巨摩教育会館、甲府市南部市民センター、富士吉田市民会館）において事務説明会を開催した。

V 広報活動・扶助会周知事業の実施

- ① 扶助会の事業内容を理解していただくために、広報活動の充実を努めた。
「扶助会の手引き」を作成し、県下PTA全家庭に配布し扶助会の理解に努めた。
- ② 山梨県PTA協議会のホームページの中に扶助会のページを設定し、扶助会の趣旨・内容の周知を図った。県P情報に「扶助会だより」を掲載した。

平成28年度 山梨県PTA扶助会 決算書

自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日

収入総額	173,142,714円
支出総額	6,145,183円
差引残額	166,997,531円

収入の部

〈単位:円〉

項目	予算額	決算額	予算比増減	摘要
前年度繰越金	173,061,817	173,061,817	0	前年度からの繰越金
雑収入	50,000	80,897	30,897	預金利息
合 計	173,111,817	173,142,714	30,897	

支出の部

〈単位:円〉

項目	予算額	決算額	予算比増減	摘要
厚生援助弔慰見舞金	12,000,000	6,100,000	△ 5,900,000	厚生援助金
拠出金	42,591	42,591	0	前年度預金利息(定款12条により県Pへ)
雑費	15,000	2,592	△ 12,408	送金費、残高証明等
合 計	12,057,591	6,145,183	△ 5,912,408	

平成28年度山梨県PTA親子安全会 業務・会計 監査報告

平成28年度、業務・会計監査結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査期間と対象


- (1) 業務・会計監査期間（平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日）
- (2) 一般会計の収入・支出
- (3) 積立金等の収入・支出（退職手当積立金、備品購入積立金、関プロ山梨大会積立金、会館移転関係積立金、繰越特別金）


2 監査の結果


- (1) 業務は適切に遂行されている。なお一層、安全会活動の充実を期待する。
- (2) 帳簿・証憑書類等はよく整理され、計数とも正確であった。
- (3) 会計執行は適正であると認められる。

平成29年 5月9日

監 事

渡 邊 正 司 

小 塚 且 宣 

丹 澤 由 香 子 

平成28年度山梨県PTA扶助会 業務・会計 監査報告

平成28年度、業務・会計監査結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査期間と対象


- (1) 業務・会計監査期間（平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日）
- (2) 扶助会会計の収入・支出

2 監査の結果


- (1) 業務は適切に遂行されている。今後も適正な実施を期待する。
- (2) 帳簿・証憑書類等はよく整理され、計数とも正確であった。
- (3) 会計執行は適正であると認められる。

平成29年 5月9日

監 事

渡 邊 正 司 

小 塚 且 宣 

丹 澤 由 香 子 

〔第3号議案〕(1)

平成29年度

山梨県PTA

協議会
親子安全会
扶助会

役員名一覧(案)

役職名/ブロック				郡市名	氏名	所属PTA	役職名/ブロック				郡市名	氏名	所属PTA	
顧問														
常任理事	1	会長			進邦徹夫	上野原西中P	理事	42	峡南		佐々木隆夫	市川南小中P		
	2	安全会・扶助会会長			前田友也	豊小P		43			山村和久	市川南小中T		
	3	副会長	甲府	佐野誠	上条中P	44				井上美幸	増穂小P			
	4		中巨(南ア)	望月貫次	櫛形中P	45		峡北	葦崎	近藤圭祐	葦崎東中P			
	5		峡東(甲州)	平山恭市	大和中P	46					内藤和彦	穂坂小T		
	6		峡南	中澤英史	増穂小P	47		北杜	北杜	保阪明子	葦崎小P			
	7		峡北(葦崎)	宮川勇一	穂坂小P	48					横森勝	白州中P		
	8		南都(吉田)	井上貴文	下吉田第二小P	49					山本文丸	白州中T		
	9		北都(大月)	井上禎治	七保小P	50		吉田	吉田	湊昭子	高根清里小P			
	10		校長会	古屋一彦	浅川中T	51					萱沼直樹	下吉田第一小P		
	11		全県	内田晃	葦崎東中P	52		南都留	都留	太田文子	明見中P			
	12		母親代表	中島智子	甲府南中P	53					須田俊介	谷村第一小P		
	13	中巨	甲斐	田中真里	敷島北小P	54					村上憲司	谷村第一小T		
	14		中央・昭和	齋藤暢俊	三村小P	55		南都留	南都留	中川純子	谷村第一小P			
	15	常任	笛吹	秋山昭	石和中P	56					在原誠	小立小P		
	16	峡東	山梨	村上芳照	山梨南中P	57			松浦一幸	河口湖南中T				
	17	峡北	北杜	横森勝	白州中P	58		北都留	大月	小林陽子	鳴沢小P			
	18	南都留	都留	須田俊介	谷村第一小P	59					岡部忠文	七保小P		
	19	南都留	南都留	仲田祐輝	富士豊茂小P	60		北都留	北都留	小林誠二	七保小T			
	20	北都留	北都留	清水一恵	上野原西中P	61					三浦みち代	七保小P		
	21	総務委員長	長	吉澤茂樹	竜王西小P	62				甲府	南アルプス	清水一恵	上野原西中P	
	22	情報委員長	長	横森勝	白州中P	63			井口正道			上野原西中T		
	23	企画委員長	長	中澤英史	増穂小P	64		事	甲斐	吉田登紀代	島田小P			
24	母親委員長	長	吉田登紀代	島田小P	65	事務局	務局			中島智子	甲府南中P			
25	甲府		齊藤正仁	石田小P	66				南アルプス	笹本忠彦	櫛形中T			
26	甲府		長谷川彰	山城小T	67				甲斐	松井渉	敷島北小T			
27	中巨	甲斐	吉澤茂樹	竜王西小P	68				中央・昭和	山本知子	三村小T			
28			石川健	敷島北小T	69				甲州	網野勝朗	大和中T			
29		中央・昭和	飯室広則	豊富小P	70				山梨	鶴田一路	山梨南中T			
30	南アルプス	南アルプス	志村雄二	三村小T	71				笛吹	新海英記	石和中T			
31			窪田恵理子	田富北小P	72				峡南	小林茂晴	増穂小T			
32	甲州	甲州	飯室正明	大明小P	73				葦崎	有井明	穂坂小T			
33			飯野芳重	白根東小T	74				北杜	中山正仁	白州中T			
34			小野志津香	白根百田小P	75		吉田	土屋実	下吉田第二小T					
35	峡東	甲州	中村昌行	塩山北小P	76	監事	北杜	都留	清水浩喜	谷村第一小T				
36			萩原英男	大和中T	77				南都留	矢花和仁	富士豊茂小T			
37	山梨	山梨	中村真澄	神金小P	78				大月	立澤正二	七保小T			
38			村上芳照	山梨南中P	79		北都留	山口学	上野原西中T					
39	笛吹	笛吹	窪田新治	山梨南中T	80		北杜	山内貞男	武川小T					
40			楯まゆみ	加納岩小P	81		都留	谷内健一	都留第二中P					
41	齊藤剛	石和中P	82		山梨	堀内美香	山梨北中P							
42	入倉順人	石和中T	83											
43	野村信子	石和中P	84											
事務局				協議会	依田良文	中島絵梨								
安全会・扶助会				佐野貴宣	深澤由紀子									

平成29年度 山梨県PTA親子安全会 審査運営委員
山梨県PTA扶助会 認定委員 (案)

No.	郡市名	氏名	学校	役職
1	親子安全会・ 扶助会会長	前田 友也	豊小P	安全会・扶助会会長
2	母親代表	中島 智子	甲府南中P	母親代表
3	校長会代表	古屋 一彦	浅川中T	校長会代表
4	甲府	数野 保秋	甲府北東中T	校長
5	中巨 (南アルプス)	飯野 芳重	白根東小T	校長
6	甲州	萩原 英男	大和中T	校長
7	山梨	窪田 新治	山梨南中T	校長
8	笛吹	望月 栄一	富士見小T	校長
9	峡南	佐野 一浩	六郷中T	校長
10	韮崎	内藤 和彦	穂坂小T	校長
11	北杜	山本 文丸	白州中T	校長
12	吉田	石川 哲也	下吉田東小T	校長
13	都留	村上 憲司	谷村第一小T	校長
14	南都留	松浦 一幸	河口湖南中T	校長
15	大月	小林 誠二	七保小T	校長
16	北都留	井口 正道	上野原西中T	校長
17		鈴木 保巳		医師
18		佐野 貴宣		事務局
19		深澤由紀子		事務局

平成29年度 山梨県PTA協議会 事業計画 (案)

〔スローガン〕

ひらく・つながる・ひろがる
～子どもたちの健やかな成長を願って～

〔活動方針〕

- 1 子どもたちの健やかな成長を願い、親や家庭の役割を再認識する場としてのPTA活動を推進する。
- 2 会員相互の結びつきを強め、資質向上を図り、諸課題に対応できるPTA活動を推進する。
- 3 学校・家庭・地域社会の連携強化に努め、各単位PTAを支援する活動を推進する。
- 4 日本PTA全国協議会（日P）、関東ブロックPTA協議会（関ブロ）、県・郡市・単位PTA、及び教育諸団体と連携し、教育条件整備を推進する。

〔具体的活動〕

1 山梨県PTA協議会の運営

○総会・理事会・諸会議及び各種委員会の実施

- ・新旧理事会 ・定期総会 ・常任理事会 ・理事会
- ・郡市P事務局長・代表者会議 ・常置委員会（総務・情報・企画・母親）
- ・親子安全会審査運営委員会・扶助会認定委員会（年間9回）

2 調査研究・情報収集・教育相談事業

- (1) 学校・家庭・地域教育やPTA活動に関するアンケート調査及び研究
児童生徒の教育環境に関する意識調査や研究を企画・実施する。
- (2) 教育関係機関との情報交換会議，研究会への参加
県下小中単位PTAをはじめ，国・県等の教育関係機関と情報交換や研究会を行う。
PTA全国研究大会(8月),関ブロ研究大会(10月),県民大行動研究発表(11月)
- (3) 教育環境整備に関する啓発活動
子どもたちが安心安全に生活できるよう関係機関へ要請活動等を行う。
- (4) 教育相談事業
県P事務局に電話教育相談窓口を設置して対応。また，各郡市教育会館開設の教育相談員と連絡会議を組織し，連携して相談に当たる。
県教委・山梨大学とも連絡協議会を組織し，実効性のある相談活動を実施する。

3 学校・家庭・地域社会教育に関する研修会や講演会活動

(1) 「山梨県PTA大会」の開催

県下会員が一堂に会して交流し，学び合える場として企画し，表彰，講演，分科会等の内容で構成する。11月25日(土)実施予定

(2) 「PTA会長等予定者・地域指導者研修会」の開催

県下の単位PTA次年度会長等予定者を中心とした研修会を企画し、PTA活動の運営や課題など経験者から学んだり参加者の情報交換を行う。3月3日(土) 予定

(3) 教育研究集会，教育県民大行動等県内の教育関係機関と共催で，教育に関する研究会や要請行動等に取り組む。

(4) 情報委員会による広報紙（新聞）づくり講習会の実施

(5) 日P主催の国内研修事業への参加呼びかけ

4 PTA活動（社会教育）に関する表彰事業（県P総会及び県P大会時に表彰）

(1) PTA活動（社会教育活動）に顕著な貢献をした個人または団体に対して表彰する。

（県P会長表彰，日P会長表彰）

(2) 県内のPTA関係機関（単P・郡市P）の広報部等が作成したPTA広報紙コンクールを実施し，優れた作品を表彰する。

5 学校・家庭・地域教育・安全教育に関する広報・啓発活動

(1) PTA活動や教育に関する情報紙「県P情報やまなし」を情報委員会編集で発行する。

(2) 活動報告や教育情報，県PTAの提言等をホームページやフェイスブック等で発信する。

(3) 安全安心普及事業

単Pの健康安全運動の取り組みへの情報提供と協力。山梨県交通安全対策協議会，県安心安全なまちづくり推進協議会と連携して，児童生徒の安全を守る啓発運動に取り組む。

(4) 山梨県PTA親子安全会普及事業

親子安全会見舞金制度の啓発普及強化と全員加盟体制堅持。公平な見舞金支給のため審査運営委員会の一層の充実を図る。また教育相談事業，安全教育広報事業の充実に努める。

(5) 山梨県PTA扶助会普及事業

扶助会見舞金制度の啓発普及強化と全員加盟体制堅持。公平な厚生援助金及び弔慰見舞金支給のため認定委員会の充実に努める。

6 教育・行政・日本PTA等教育関係機関との連携施策提言事業

(1) 教育四者（校長会・教頭会・教育会・PTA協議会）等関係機関と連携協力

県及び県議会への教育予算増額要請及び，少人数教育施策の継続推進等予算や施策等について陳情提言する。

(2) 行政機関，教育委員会等と連携のため，各種会議や大会に参加

(3) 日本PTA全国協議会や関ブロPTA協議会との連携，文科省施策等の情報交換
・日本PTA全国協議会（地方協議会会長会議，常置委員会，懇談会，事務局長会議）
・関東ブロックPTA協議会（会長会議，合同会議）

平成29年度 山梨県PTA協議会 予算(案)

自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日

収支予算の部

〈単位:円〉

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
収入総額	13,943,979	12,360,312	1,583,667	
支出総額	13,943,979	12,360,312	1,583,667	
差引残高	0	0	0	

収入の部

〈単位:円〉

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
前年度繰越金	2,630,886	832,711	1,798,175	
会費収入	11,196,000	11,448,000	△ 252,000	180円×児童生徒数(見込み62,200人)
事業収入	102,093	64,601	37,492	
親子安全会	21,196	22,010	△ 814	親子安全会定款30条による
扶助会	80,897	42,591	38,306	扶助会定款12条による
その他の事業収入	0	0	0	
助成金	0	0	0	
雑収入	15,000	15,000	0	利息他
収入合計	13,943,979	12,360,312	1,583,667	

支出の部

〈単位:円〉

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
事務局費	5,556,000	5,556,000	0	
職員給与	3,500,000	3,500,000	0	職員2名分
職員福利厚生	186,000	186,000	0	職員1名分
職員諸手当	120,000	120,000	0	通勤費(2名分)
事務局旅費	50,000	50,000	0	旅費・出張費
渉外費	50,000	50,000	0	吊意規定による
需用費	250,000	150,000	100,000	事務用品,プリンター印刷代
備品購入費	150,000	250,000	△ 100,000	什器機械器具類
通信光熱費	200,000	200,000	0	電話・FAX・切手・ハガキ・プロバイダー料・HP経費
使用料賃貸料	1,050,000	1,050,000	0	入居団体拠出金・共益費,リース代
事業費	5,022,000	5,436,000	△ 414,000	
総会費	200,000	200,000	0	定期総会諸経費
会議費	600,000	500,000	100,000	会議会場費,運営費,教育行政機関との連携
旅費	600,000	600,000	0	常任理事会・理事会旅費, 関プロ会議
委員会費	1,000,000	1,000,000	0	各常置委員会運営費, 旅費
研修費	2,000,000	2,500,000	△ 500,000	全国, 関プロ研究大会, 県P大会
日P会費	622,000	636,000	△ 14,000	日P会費10円×児童生徒数62,200人
積立金	1,800,000	1,300,000	500,000	
退職手当積立金	200,000	200,000	0	
備品購入積立金	300,000	300,000	0	
関プロ山梨大会積立金	1,000,000	500,000	500,000	
会館移転関係積立金	300,000	300,000	0	
運営費調整金	1,200,000	0	1,200,000	
雑費	20,000	20,000	0	
予備費	345,979	48,312	297,667	
支出合計	13,943,979	12,360,312	1,583,667	

平成29年度 山梨県PTA協議会 積立金等 予算(案)

〈単位:円〉

1)退職手当積立金

平成28年度末	445,931
平成29年度分	200,000
利 息	200
<hr/>	
平成29年度末	646,131

2)関ブ口山梨大会積立金

平成28年度末	1,500,948
平成29年度分	500,000
利 息	200
<hr/>	
平成29年度末	2,001,148

3)会館移転関係積立金

平成28年度末	5,372,263
平成29年度分	300,000
利 息	300
<hr/>	
平成29年度末	5,672,563

4)災害義援金募金

平成28年度末	522,529
利 息	20
<hr/>	
平成29年度末	522,549

5)備品購入積立金

平成28年度末	300,000
平成29年度分	300,000
利 息	20
<hr/>	
平成29年度末	600,020

平成29年度 山梨県PTA親子安全会事業計画(案)

1 見舞金給付事業

本会規定による公平公正な見舞金給付審査に努め、必要事項の検討・実施に努める。

- ① 年間9回程度の審査運営委員会を開催し、公平公正な給付に努める。
- ② 公平な審査運営に関わる諸問題について、学習を深め協議を行う。
- ③ 実情や時代の要請に合わせた安全会の在り方について、研究・協議を行う。
- ④ 制度の円滑実施へ向けて基本的目的と内容の共通理解を図り、その趣旨とするところを目指した運営を確実にを行う。

2 教育相談事業

- ① PTA会員への周知活動の取り組みを強化し、教育相談活動の量的質的向上に努める。
- ② 各支部に設置されている教育相談事業(教育会館相談室)及び関係機関・団体との連携を密にし、有機的で実効性のある相談活動に努める。
- ③ 不登校児童生徒対策推進事業校を指定し、助成の充実を図るとともに不適応児童生徒への支援の継続を図る。
- ④ 県教委と山梨大学と教育四者による『地域連携 子どもと親と教師の教育相談事業』の教育相談員連絡会事務局として各種研修会を企画運営し、相談員の資質向上に努める。
- ⑤ 県精神保健協会の活動が目指している、一人ひとりの「心の健康」を考える取り組みへの協力と学び合う有機的連携を目指す。

3 安全教育広報事業

- ① 親子安全会の事業内容を会員が理解できるよう、広報活動の充実に努める。
 - ・ 親子安全会の手引書を作成し、親子安全会加入会員及び加入予定者へ配布し、制度と見舞内容の周知に努める。
 - ・ 親子安全会のねらい、歴史的経過、業務手続き等についての学習会として、県内3地区において事務説明会を開催する。
 - ・ 山梨県PTA協議会のホームページの中に、親子安全会のページを設定、親子安全会の趣旨、内容の周知を図る。また、県P情報に、「親子安全会だより」を掲載して、会員の親子安全会への理解を深める。
- ② 使いやすい「PTA親子安全会情報」を作成し、学校や青少年団体等の安全教育で活用しやすい情報を提供する。
- ③ 安全会のねらい達成に向けて、関係機関や組織との連携を図る。

4 安全会全員加入への啓発活動

たくましい児童生徒の成長を願うと共に、子どもたちのために安心して活動できるPTA活動や社会的活動推進のため、制度への継続全員加入の徹底を図る。

5 制度への公費助成の継続と拡大活動

親子のPTA活動・社会的活動を補償する親子安全会見舞金制度の重要性が認識されてきている。今後も見舞金制度の重要性を理解していただき、引き続き補助金の継続と拡大を働きかける。

[第3号議案] (2) - ②

平成29年度 山梨県PTA親子安全会予算(案)

自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日

<単位:円>

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
収入総額	75,995,592	77,583,779	△ 1,588,187	
支出総額	75,995,592	77,583,779	△ 1,588,187	
差引残高	0	0	0	

収入の部

<単位:円>

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
前年度繰越金	37,115,592	37,546,779	△ 431,187	
会 費	38,860,000	40,017,000	△ 1,157,000	児童生徒62200人/保護者・教師46600人
雑 収 入	20,000	20,000	0	預金利息等
合 計	75,995,592	77,583,779	△ 1,588,187	

支出の部

<単位:円>

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
事務局費	7,420,000	7,210,000	210,000	
職員給与	3,800,000	3,600,000	200,000	職員2名分
職員福利厚生	180,000	180,000	0	
職員諸手当	340,000	330,000	10,000	通勤費(2名分)
事務局旅費	100,000	100,000	0	出張旅費
渉外費	50,000	50,000	0	手土産代・香典等
需用費	500,000	500,000	0	用紙, トナー, 文具, コピー代, 各種手数料等
備品購入費	300,000	300,000	0	事務機器購入, 機器補修代等
通信光熱費	600,000	600,000	0	郵便料, 電話料, F A X料
使用料賃貸料	1,550,000	1,550,000	0	入居団体拠出金, 共益費, リース代
事業費	67,850,000	69,350,000	△ 1,500,000	
総会費	100,000	100,000	0	総会諸経費
各種会議費	700,000	700,000	0	事務説明会旅費, 監査諸経費
印刷費	1,000,000	1,000,000	0	手引き, 安全会情報, 県P情報等
審査会費	600,000	600,000	0	会場費, 旅費等
見舞金	61,000,000	62,300,000	△ 1,300,000	傷害、後遺症、死亡見舞金
送金費	100,000	100,000	0	見舞金等送金費
特別顧問謝金	250,000	250,000	0	顧問医師謝金
安全教育費	1,800,000	1,800,000	0	教育相談, 指定校助成, 諸大会
学校事務費	2,300,000	2,500,000	△ 200,000	各校通信費, 消耗品費等
積立金	400,000	500,000	△ 100,000	
退職手当積立金	100,000	100,000	0	
関プロ山梨大会積立金	100,000	100,000	0	安全教育部会関連費積立
会館移転関係積立金	100,000	200,000	△ 100,000	
備品購入積立金	100,000	100,000	0	
拠出金	21,196	22,010	△ 814	定款30条により県Pへ拠出
雑 費	50,000	60,000	△ 10,000	
予 備 費	254,396	441,769	△ 187,373	
合 計	75,995,592	77,583,779	△ 1,588,187	

平成29年度 山梨県PTA親子安全会 積立金等予算（案）

<単位：円>

1 積立金

1) 退職積立金

平成28年度末	330,701
平成29年度分	100,000
利息	150

平成29年度末 430,851

2) 備品購入積立金

平成28年度末	585,045
平成29年度分	100,000
利息	120

平成29年度末 685,165

3) 関プロ山梨大会積立金

平成28年度末	2,204,814
平成29年度分	100,000
利息	700

平成29年度末 2,305,514

4) 会館移転関係積立金

平成28年度末	11,977,322
平成29年度分	100,000
利息	2,500

平成29年度末 12,079,822

2 繰越特別金（※見舞金支払い補充のみに使用）

平成28年度末	40,000,000
利息	10,000

定款30条（県PTA協議会に拠出） -10,000

平成29年度末 40,000,000

平成29年度 山梨県PTA扶助会事業計画 (案)

I 扶助会の事業

山梨県PTA扶助会は、PTA親子安全会の積立基金を寄付され、PTA親子安全会の会員である保護者が死亡した場合に、残された児童生徒の厚生援助を主な目的として平成20年4月に設立された。扶助会ではその他にも、PTA親子安全会の会員がPTA活動中の事故により死亡した場合や、保護者・教職員の会員が児童生徒のための活動中の事故により死亡した場合の弔慰見舞金の支払いを行う。(PTA活動中の児童生徒の事故による死亡は日本スポーツ振興センターの対象とならない場合に支払われる。)

II 厚生援助金・弔慰見舞金給付事業

本会が規定する厚生援助金及び弔慰見舞金の公正な給付に関する認定に努め、必要事項の検討を図る。

- ・ 年間9回程度の認定委員会を開催し、公平公正な給付の徹底に努める。
- ・ 公平な認定運営に関わる諸問題について、学習を深め協議を行う。
- ・ 実情や時代の要請に合わせた扶助会の在り方について、研究・協議を行う。
- ・ 制度の円滑実施へ向けて制度の目的と内容の共通理解を図り、その趣旨とするところを目指した運営を確実にを行う。

III 扶助会周知事業

- ① 扶助会事業内容の周知徹底を図るため、広報活動の充実に努める。
 - ・ 扶助会の手引書を作成し、扶助会会員及び加入予定者へ配付し、制度と見舞内容の周知に努める。
 - ・ 扶助会のねらい、設立の経過、業務手続き等についての学習会として、県内3地区において事務説明会を開催する。
- ② 山梨県PTA協議会のホームページの中に扶助会のページを設け、扶助会の趣旨、内容の周知を図る。また、県P情報に「扶助会だより」を掲載して、会員の理解を深める。

IV その他の取り組み

- ① 互助安全会に関する情報収集に努める。

[第3号議案](3)-②

平成29年度 山梨県PTA扶助会 予算(案)

自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日

<単位・円>

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
収入総額	167,077,531	173,111,817	△ 6,034,286	
支出総額	12,095,897	12,057,591	38,306	
差引残高	154,981,634	161,054,226	△ 6,072,592	

収入の部

<単位・円>

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
前年度繰越金	166,997,531	173,061,817	△ 6,064,286	前年度からの繰越金
雑収入	80,000	50,000	30,000	預金利息
合計	167,077,531	173,111,817	△ 6,034,286	

支出の部

<単位・円>

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
厚生援助弔慰見舞金	12,000,000	12,000,000	0	厚生援助金 弔慰見舞金等
拠出金	80,897	42,591	38,306	定款12条により県Pへ
雑費	15,000	15,000	0	送金費, 残高証明書料
合計	12,095,897	12,057,591	38,306	

山梨県PTA協議会
山梨県PTA親子安全会
山梨県PTA扶助会

資 料 編

- ◇ P T Aの目的と役割 - 3 1 -
- ◇ 山梨県P T A協議会の概要 - 3 2 -
- ◇ 山梨県P T A協議会・組織図 - 3 3 -
- ◇ 山梨県P T A協議会定款・規定 - 3 4 -
- ◇ 山梨県P T A親子安全会定款・規定 - 3 8 -
- ◇ 山梨県P T A扶助会定款・規定 - 4 0 -
- ◇ 平成29年度山梨県P T A行事予定表 - 4 3 -

PTAの目的と役割

(日本PTA全国協議会編「PTAのハンドブック」より)

PTAの目的

- 「児童は、人として尊ばれる。」
- 「児童は、社会の一員として重んじられる。」
- 「児童は、よい環境の中で育てられる。」

これは児童憲章の中でうたわれています。PTAの目的はこの精神を教育の現場に生かすこと、教育の民主化の徹底を図ることにあります。学校は子どもの健全な育成を図るためにあります。PTAも、そのための団体です。しかし、学校は公教育の機関として憲法や教育基本法などの法律に従って教育活動をするのに対し、PTAは任意で設立された社会教育関係団体という異なる性格を持っています。

PTAは、社会におけるあらゆる分野で、子ども達が豊かな人間性を育むことができるように援助をします。特に共通した目的を持つ学校教育と密接にかかわり、その充実と向上に協力している。

PTAとは、子どもの健やかな育成のため、親と教師が、子どもにとって何が必要かを学び(学習活動)、必要な活動を実践する(実践活動)ために組織する団体です。

Parents and Teachers Association
父母(保護者) 教師 組織(会)

PTAは、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とし、親と教師が協力して学校及び家庭・地域における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童・生徒の校外における生活の指導、地域の教育環境の改善・整備・充実を図るため会員相互の学習や活動を行う。

PTAの活動

PTAは、会員の総意に基づき、教師と親が会員として同等の立場で運営されなければなりません。一部の役員や学校の関係者のみにゆだねることは適切ではありません。

また、この会はその目的・性格の上から特定の政党や宗教を支持・支援したり、営利を目的とする行為を行ったりしてはなりません。

単位PTAの活動だけでは、PTAの目的を達成することができない場合、市町村・県・国など関係機関・団体の力を結集して子どもの幸せを守るのです。

◇ 活動の内容

- I 学校の活動についての支援、参加。 学校教育への理解を深め、充実や向上に協力。
- II 地域での子どもの育成活動への支援、参加 有害ポスター・書物・ビデオの氾濫など、地域社会の問題解決などにあたる運動。
- III 家庭での子どものよりよい育成についての互助・支援。
自然・環境問題、伝統文化、ふれあいによる人間形成につとめる活動。
- IV 会員間での講座学習などの社会教育活動、会員間の親睦と理解を深める。
子どもにとってよりよい保護者・教師であるための学習活動。

PTAの役割

- 1 情報の収集伝達 国・県・教育関係諸団体等の情報を収集整理し、会員に伝達する。
- 2 意見集約 会員・単P・町村P連・郡市P連の意見を集約し、国や県に政策提言・要望をする。(教育四者の連携を含む)
- 3 関係機関と連携 県や教育関係機関へ審議会委員や理事として参加し、PTAとしての考えを進言する。
- 4 健康安全教育 県Pの事業である親子安全会・扶助会の健全な運営を推進する。

山梨県PTA協議会の概要

1945年8月15日終戦、荒廃した国土の中から国民一丸となって復興の槌音が響いた。日本の将来を担う子どもたちを、健やかでたくましく成長するようにと民主教育が提唱された。1947年（昭和22）年、これを推進するためアメリカから山梨に派遣された文民教育担当官・バン・スターヴェン氏は、「学校教育を推進するためには、親と教師が互いに連携していかなければならない」しかも「親自身が教育を知り、民主的な考えや態度を身につけることを学ばなくてはならない」そうした親と教師の会、PTA設立の必要性を助言した。この年の7月22日、山梨県と文部省の共催で第1回社会教育研究大会が開かれ、席上PTA設立の勧奨がなされた。従って、この年を起点にして、県下各小中学校でPTAを発足させたところが多かった。

（山梨県PTA協議会の結成）

1950（昭和25）年2月24日、県立教育研修所ホールにおいて、県下のPTAの総会を開き、連合体結成について協議が行われた。

9月16日、同所に於いて、山梨県小中学校PTA連合会を結成し、事実上県下PTAを一丸とする連合体が誕生した。

1964（昭和39）年7月11日、定期総会に於いて本会名を「山梨県PTA協議会」と改称した

（親子安全会結成）

1971（昭和46）年8月、北九州市で開かれた日本PTA全国研究大会に於いて、東北ブロックから「親子安全会という相互扶助の見舞金制度を実施したらどうか」という提案があり、各都道府県が自主的に実施することで決定した。

山梨県では、1974（昭和49）年の定期総会に於いて昭和49年度を準備期間とし、翌年4月1日を期して発足することを決定した。

1975（昭和50）年2月20日、山梨県PTA協議会親子安全会結成大会開催、同年の4月1日より業務を開始した。

（扶助会結成）

2008（平成20）年6月7日、山梨県PTA扶助会総会開催、4月1日より業務開始。PTA親子安全会の会員保護者・教職員が死亡の場合、厚生援助・弔慰見舞い金支払い制度。

（日本PTA結成と全国・関ブロ研究大会）

1952（昭和27）年10月14日

日本父母と先生の会（PTA）全国協議会結成大会を東京にて開催

1953（昭和28）年8月30日

第1回日本PTA全国研究大会開催 三重県宇治山田市

1984（昭和59）年9月13・14日

第16回関東ブロックPTA研究大会山梨大会 甲府市で開催

1995（平成7）年9月7・8日

第27回（社）日本PTA関東ブロック研究大会山梨大会 甲府市他

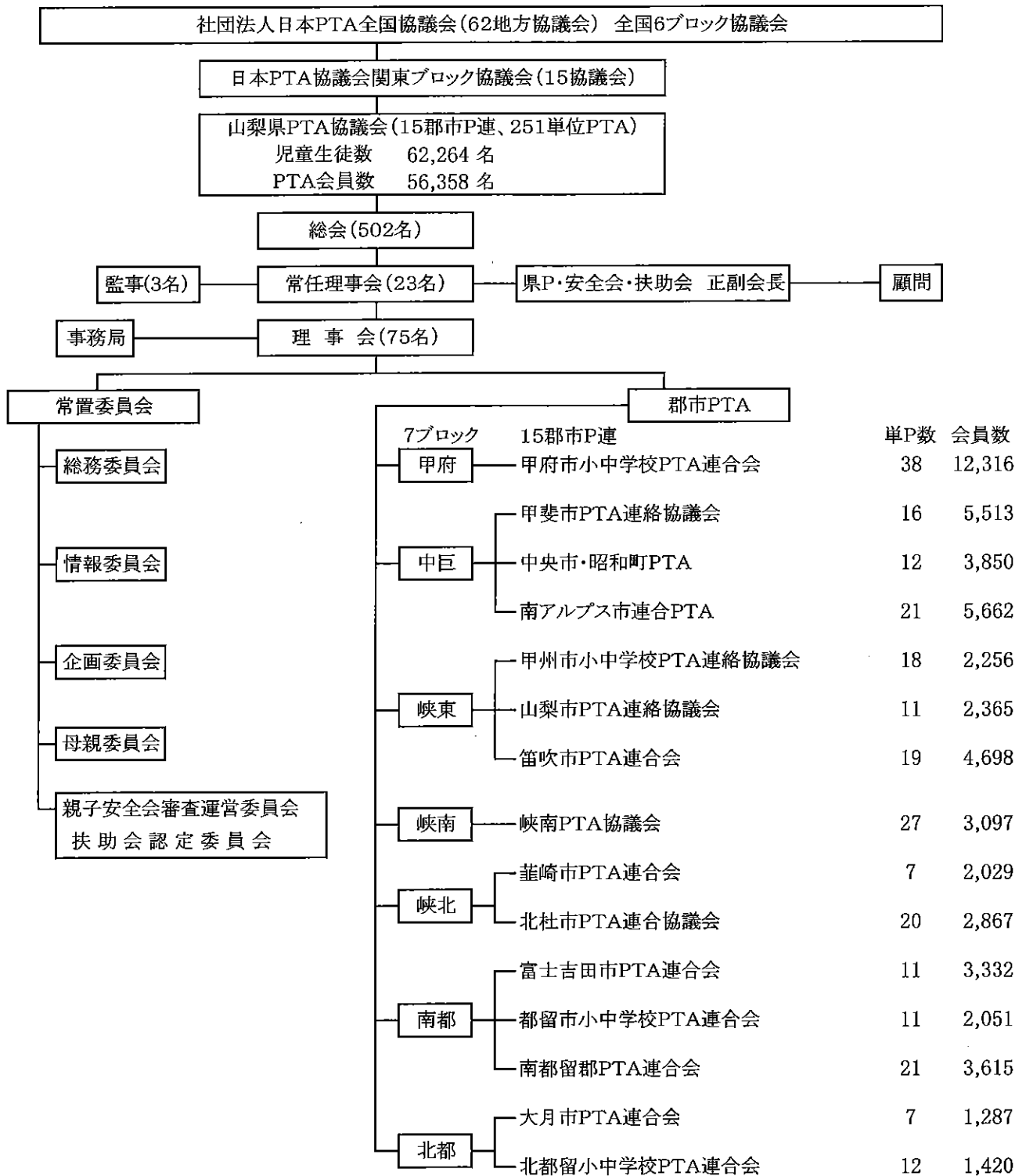
2000（平成12）年8月25・26日

第48回（社）日本PTA全国研究大会山梨大会 甲府市他

2009（平成21）年10月16・17日

第41回（社）日本PTA関東ブロック山梨大会開催 富士吉田市他

2013（平成25）年4月1日 「公益社団法人日本PTA全国協議会」と法人移行



参考 副会長＝各ブロック＋教師代表(校長会)＋母親代表＋全県 (規定第4条(4))
 (各ブロック代表7 教師代表1 母親代表1 全県1)

常任理事＝正副会長、副会長の選出されていない郡市P代表、常置委員長 (規定第7条)
 (正副会長12 郡市P会長(代表)8 常置委員長5)

理事＝各郡市の父親代表・母親代表・教職員代表各1名及び事務局長(規定第2条)
 31単位PTAを越える郡市Pは1名追加できる

山梨県P T A協議会定款

第1章 総 則

- (名 称) 第1条 この会は山梨県P T A協議会という。(以下、本会という)
- (事務所) 第2条 事務所を甲府市丸の内三丁目3番7号山梨県教育会館内に置く。
- (目 的) 第3条 本会は山梨県内公立小中学校のP T Aを代表し、各単位P T A活動の支援を通じて青少年の健全育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第4条 本会は教育に対して不偏不党、自主独立を旨とし民主的団体として活動する。

(事 業)

- 第5条 本会は前条の目的を達成するため次に次の事業を行う。
- (1) 社会教育・家庭教育及びP T A活動の質的向上に資する会議等の開催及び教育に関する調査研究及び提言
 - (2) 教育資料に関する収集及び提供、機関紙発行などの情報活動、広報活動
 - (3) 国、県、他社会教育団体及び生涯学習団体事業に参加及び協力
 - (4) 親子安全会及び共助会の運営(会則については各々別に定める)
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員) 第6条 本会は県内公立小中学校P T Aをもって組織する。

- 2 会員は単位P T Aとし、その構成員は在学する児童生徒の保護者及び在籍する教職員とする。
- 3 会員たる単位P T Aは、毎年新たにになった構成員数及び退会する構成員数を遅滞なく本会に報告するものとす

(会 費)

- 第7条 本会の会費は、児童生徒数に180円を乗じた額を年額とし、毎年6月末までに納入するものとする。
- 2 親子安全会費については、別に定める。

第3章 会議及び組織

(会議の種類及び構成)

第8条 本会を運営し事業の推進を図るために次の機関をおく。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 常任理事会
 - (4) 委員会
- (総 会)

- 第9条 総会は定期総会と臨時総会とする。
- 2 総会は、会員たる単位P T Aの代表者2名を持って構成する。
 - 3 定期総会は毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。
 - 4 臨時総会は必要に応じて、理事会あるいは監事が必要と認められた時、招集する。
 - 5 総会の議長は出席者の互選で決める。
 - 6 総会は、過半数の出席をもって成立し、委任状は出席とみなす。決議は、出席者の過半数をもって決する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 役員承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 理事会に付託する事項
 - (6) その他本会の重要な事項
- (理事会)

- 第11条 理事会は会長、副会長及び各都市P T A連合会より選出された理事をもって構成し年3回、会長がこれを招集する。但し、会長が必要と認めるときあるいは理事数の三分の1以上又は、監事から開催の請求があった時も開催する。
- 2 理事会の議長は出席理事の互選で定める。
 - 3 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決事項)

第12条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会から付託された事項
- (2) 諸規定の制定及び改廃
- (3) 役員選任
- (4) 事務局長、事務局次長の任免
- (5) 役員選挙委員会委員の選任
- (6) 特別委員会の設置
- (7) その他会務運営に必要と認めるもの

(常任理事会)

- 第13条 常任理事会は理事会開催前または会長が必要としたとき開催する。
- 2 常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって構成される。
 - 3 議長は会長が就く。
- (常任理事会の議決事項)
- 第14条 常任理事会は次の事項を議決する。

- (1) 理事会より付託された事項
- (2) 緊急を要する事項(但し、この場合は次回理事会に報告を必要とする)
- (8) 委員会事業の細目に関する事項

(4) 表彰の団体及び個人の決定

(郡市P T A連合会)

第15条 本会は、各郡市P T A連合会の活動を支援し、密接に連絡を取り合いP T Aに必要な活動をともに行う。

(委員会の設置)

第16条 本会の事業推進のため次の委員会を置く。

- 1 常置委員会
 - (1) 総務委員会 渉外 事務局 財務運営 会務運営 郡市P相互調整
 - (2) 情報委員会 情報紙の発行 情報交換 広報情報活動
 - (3) 企画委員会 教育に関する調査研究 提言 提案
 - (4) 母親委員会 母親としての実践活動の調査研究
- 2 親子安全会審査運営委員会及び共助会認定委員会(詳細は各々別に定める)
- 3 特別委員会 その他緊急かつ重要な問題について理事会の承認で1年を越えない範囲内で特別委員会(会議)を置くことができる。
- 4 役員選挙委員会 次年度の正副会長を理事会に諮問する。

(正副委員長)

第17条 委員会に委員長、副委員長各1人を置く。委員長は委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し、会務の運営を行う。

(委員の選任)

第18条 常置委員会の委員は理事で構成される。但し、母親委員会は各都市P T A連合会より理事として選任された母親代表で構成される。

- 2 特別委員会の委員は、会長が指名し理事会で承認する。

第4章 役員及び事務局

(役員)

第19条 本会に次の役員を置く。
会長1人、副会長10人以内、
常任理事若干名、理事若干名、監
事3人以内

(役員の選任)

第20条 役員は役員選出規定の定めるところにより、理事会及び総会において承認する。
2 役員に欠員が生じたときは、理事会において後任者を選任することができる。
3 理事と監事はこれを兼ねることはできない。

(役員の種類)

第21条 会長は本会の業務を総理し、本会を代表する。
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代理する。
3 常任理事は、副会長を補佐する。
4 理事は理事会を組織してこの定款に定めるもののほか、本会の総会により委任された事項を執行する。

(監事の職務)

第22条 監事は本会の業務執行及び財務執行について監査を行う。また、理事会、常任理事会等に出席し意見を述べることができる。

(顧問の職務)

第23条 本会に顧問を置くことができる。
2 顧問は会長の諮問に応じて、または重要な会務について意見を述べることができる。

(役員の内期及び資格)

第24条 役員の内期は定期総会開催日から次年度定期総会までの1年とする。ただし再任は妨げない。
2 役員の内期は、単位PTA正規会員とする。ただし、監事、顧問につ

いては、この限りではない。

(事務局)

第25条 本会の事務を処理するため事務局を設け事務局長、事務局次長及び必要な職員を置く。
2 事務局次長及び事務局次長は理事会の承認を経て任免し、その他の職員は会長が任免する。
3 職員の職制、服務及び給与については別に定める規定による。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 本会の資産は次の通りとする。
(1) 財産目録に記載された財産
(2) 会費収入
(3) 資産から生ずる収入
(4) 事業に伴う収入
(5) 寄付金品
(6) その他の収入
(資産の管理)

第27条 本会の資産は会長が管理、保管する。但し、事務局長に委嘱できる。

(経費の支弁)

第28条 本会の事業遂行に要する経費は資産をもって支弁する。

(収支予算・決算)

第29条 収支予算及び決算は会長が作成し、監事の意見を付し、理事会及び総会の承認を得なければならぬ。

(会計年度)

第30条 会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

(会計の種類)

第31条 一般会計と別に定める親子安全会及び扶助会を含む特別会計の2種類とする。

第6章 解散

(解散)

第32条 本会は第3条に規定する目的を達成した時、あるいは存続意義を失った時、解散する。

2 本会が解散する時は、正副会長が清算人となる。但し、総会の議決によって理事の中からこれを選任することができる。

(残余財産の帰属)

第33条 残余財産は、単位PTAに分配し、なお余りの有る場合理事総数の3分の2以上の同意によって、帰属先を決定する。

第7章 補足

(書類及び帳簿等の備付)

第34条 事務局に次の書類帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 定款・諸規定
- (2) 単位PTA名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 財産目録
- (5) 収入支出に関する帳簿・証憑
- (6) 会議議事録
- (7) 出向先資料
- (8) その他必要な書類

(情報公開)

第35条 PTA会員より書面にて会長宛資料開示請求があった場合、個人を特定するものを除いて原則公開とする。但し、本会はこれに要する費用を請求できる。

付則

1 この定款は平成14年度総会承認後施行
2 この定款は平成22年度総会承認後施行
3 この定款は平成24年度総会承認後施行
4 この定款は平成27年度総会承認後施行する。ただし第7条は平成28年4月1日より施行する。

《役員選出規定》

(目的)

第1条 役員の選考過程を明示することにより役員の責務を自覚し、会員の理解と事業に対する協力を促すことを目的とする。

(理事の選任)

第2条 各都市PTA連合会は父親、母親、教職員の代表者各1人と事務局長の計4人を本会の理事として選出する。(正副会長及び3IPTAを越える都市は1人追加選出できる)

(会長の選任)

第3条 役員選考委員会が会長候補者を選考し、理事会及び総会で承認する。(役員選考委員会)

第4条 役員選考委員会は、副会長及び理事の中から7人を互選し、2月末までに発足する。

2 役員選考委員会は、互選により正副委員長各1人を決定する。

3 委員会の役割

(1) 次年度も単位PTA正規会員資格を有する者の中から、会長候補者1人を選考する。

(2) 会長へ立候補する場合、あるいは推薦する場合を含めた必要書類、手続き等を公示する。

(3) 選挙が行われる場合は、当委員会が選挙管理委員会となる。

(4) 副会長候補者の選考は、10人以上とし、うち7人は郡市(7ブロック)代表、残り3人のうち、1人は母親代表、1人は教職員代表、1人は全県代表として理事会に推薦できる。

(5) 山梨県PTA協会の会長もしくは会長及び副会長経験者の中から、山梨県PTA親子安全会の会長候補者1人を選考する。

4 役員選考委員会は、総会での役員承認をもって終了する。

(監事の選任)
 第5条 監事は理事経験者及び有識者の中から会長が指名し、理事会及び総会で承認する。
 (顧問の選任)
 第6条 顧問を置く場合は会長が指名し、理事会で承認する。
 (常任理事の選任)
 第7条 常任理事は副会長以外の郡市PTA連合会代表と常置委員会の委員長が当たる。
 2 特別委員長は、常任理事とすることが出来る。

付 則：
 1 この規定は平成14年度総会承認後施行
 2 この規定は平成24年度総会承認後施行
 3 一部改正 平成25年10月5日理事会 第7条

《 経 理 規 定 》

(目的)
 第1条 この規定は定款第5条資産及び会計の規定に従い、財政状況を明らかにし、事務効率の向上を目的とする。
 (経理責任者)
 第2条 経理責任者は会長とする。
 (経理担当者)
 第3条 経理担当者は事務局長とする。経理事務の遂行については事務局長がこれを補佐する。
 (書類の保存)
 第4条 帳簿及び書類の保存期間は次のとおりとする。
 (1) 予算書及び決算書 永久保存
 (2) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 10年
 (3) 総勘定元帳 10年
 (4) 財産目録 10年
 (帳簿)
 第5条 一般会計及び特別会計それぞれ次

の主要簿及び補助簿を備え、全ての取引を記帳しなければならない。
 (1) 主要簿 1) 仕訳帳
 2) 総勘定元帳
 (2) 補助簿 1) 現金出納帳
 2) 預金出納帳
 3) 会費明細帳
 4) 基本財産簿
 (出納)
 第6条 経理担当者は、経理責任者の指示に基づき取引の遂行、金銭等の保管、関係帳簿の保存事務にあたる。
 (金融機関との取引)
 第7条 銀行その他の金融機関との取引を開始するときは会長の承認を得なければならない。
 (印鑑)
 第8条 取引に使用する印鑑は会長印とする。

2 会長印は事務局長がこれを保管する。
 (固定資産の管理)
 第9条 固定資産の管理者は事務局長とする。
 2 固定資産の管理者は固定資産の保全状況及び移動についての記録をしなければならない。
 (契約)
 第10条 本会会務における売買、賃貸借、請負、その他契約を締結する場合、契約担当者は会長とし、契約方法については事務局長が判断する。
 2 契約額が20万円を超えるものについては理事会の承認を必要とする。
 (科目)
 第11条 一般会計及び特別会計の収入及び支出の科目は次の通りとする。
 収入の部… 繰越金、会費、助成金、特別会計繰入金、雑収入
 支出の部…
 1 事務局費
 (1) 報酬 医師、弁護士、会計士等に依頼したもの
 (2) 給料手当等 職員の給与、臨時職員

賃金、諸手当、法廷福利費、補助費、退職引当金
 (3) 旅費交通費 事務局員の旅費、出張費
 (4) 渉外費 渉外費用及び任意規定による支出
 (5) 需用費 消耗品費、食糧費、修繕料、燃料費
 (6) 備品購入費 什器機械器具類、図書購入費
 (7) 通信光熱費 電話料、郵送費、光熱費など
 (8) 使用料賃貸料 家賃、リース代
 2 事業費
 (1) 総会費 総会に要する経費
 (2) 会議費 総会以外の会議運営費
 (3) 旅費 事務局員以外の旅費、旅費規程による
 (4) 委員会費 各委員会の運営費
 (5) 研修費 日P研究会関東ブロック研究参加費等
 (6) 日P会費 日本PTA全国協議会1人当り会費×児童生徒数
 (7) 見舞金 親子安全会見舞金、弔扶助会厚生援助金、弔意見舞金
 (8) 学校事務費 親子安全会単位PTA事務経費
 (9) 郡市PTA活動費 親子安全会の活動援助費
 (10) 雑費 上記範囲に入らないもの
 3 積立金
 4 運営費調整金
 5 雑費
 6 予備費

付 則：
 この規定は平成14年度総会承認後施行
 一部改正 平成16年1月31日
 第2条 第6条 第10条
 平成16年4月1日より施行する。

一部改正 平成22年2月6日
 第11条 2 (7)
 一部改正 平成23年5月21日
 第11条 2 (6)
 一部改正 平成29年5月21日理事会
 第11条 3 4 5 6

《 表彰規定 》

(目的)
 第1条 社会教育の推進に貢献し他の模範となる活動に対して表彰することにより、さらなる教育文化向上をめざす。
 (表彰の資格)
 第2条 次の活動の部門で活動が顕著であった団体、個人を常任理事会の承認をもって表彰できる。
 1 郡市PTA連合会活動 1 連合会、1個人
 2 単位PTA及び個人 事務活動最優秀 1団体、1個人
 事務活動優秀 1団体、1個人
 広報活動最優秀 1団体、1個人
 広報活動優秀 1団体
 3 その他の団体及び個人 (推薦者)
 第3条 表彰者の推薦は前条第1項・第2項・第3項については郡市PTA連合会長が所定の書式提出により推薦できる。なお、被表彰者は推薦された候補の中から常任理事会の議決で決まる。

付 則：
 1 この規定は平成14年度総会承認後施行
 一部改正 平成17年1月29日
 一部改正 平成25年5月25日
 1条 第2条 第3条

《 旅 費 規 定 》

(支給対象)

第1条 本会の事業計画に則り用務を帯びて会議等に出席する場合はこの規定により旅費を支給する。

2 旅費の支給を受ける者は次の通りである。

- (1) 役員
- (2) 委員会委員
- (3) 事務局職員
- (4) その他本会が必要とした会員

(算出方法)

第2条 旅費の算出は受給者の所在市町村より用務地までとする。

- 2 金額は県内においては往復距離(Km)×40円とする。
- 3 鉄道運賃は普通料金とし、旅客運賃表で計算する。また80Kmを越える場合は特急料金を併せて支給する。
- 4 飛行機運賃はエコノミーとし、会長の許可を必要とする。

5 やむなくタクシー等利用の場合には理由書を付して後日精算とする。

6 本会所有車利用の場合は支給しない。

(日当・宿泊料)

第3条 日当の支給は、本会職員のみとし、用務地が県内については支給しない。

2 本会職員の県外への出張については、1日1,200円以内とする。(旅行雑費)

3 宿泊料は宿泊先が決められているときはその実費を、また任意に運定するときはなるべく廉価な宿泊先とし実費精算とする。

(支出について)

第4条 会議での旅費は会場で支給する。以外については請求者は運賃なく旅費、宿泊料及び日当請求書を事務局に提出し精算するものとする。

2 旅費及び日当などについて出張先あるいは出向先から支給される場合、本会からの支給はしない。

(有給休暇)

第5条 会費は業務に支障のない限り、年次有給休暇を与えなければならない。

2 各年次ごとに所定労働日の8割以上出勤した従業員に対しては、次の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続年数	1年	2年	3年	4年	5年
6か月	6か月	6か月	6か月	6か月	6か月
付与日数	1日	2日	4日	6日	8日

(忌引休暇)

第6条 次の期間内休暇を与えることができる

亡くなられた方	血族	姻族
妻・夫	10日	—
父・母・子	7日	3日
祖父母・孫・兄弟・姉妹	3日	1日
叔父・叔母	1日	1日

(届け出の義務)

第7条 遅刻、欠勤、早退または休暇の際には、あらかじめ会長に届け出て許可を受けなければならない。緊急の場合は事後速やかに届け出るものとする。(業務上の意見・改善具申)

第8条 職員は上司に対して自由に職務上の意見を申し出ることができる。また業務の改善案を積極的に申し出ることができる。

(給与規定)

第9条 職員の給与に関する規定は次のとおりとする。

1 職員の給与は山梨県行政職給料表を

適用する。

2 職員の請手当は期末勤勉、通勤手当として県職員行政職に準じる。

3 職員の法定福利費負担は1月15,000円とし給与とともに支給する。

4 初任給は事務局長、事務局次長は1級25号を基準とし、昇給は年1回4月1日とする。

臨時職員は別に定める。

5 職員の退職金は退職時の月額給与額に勤続年数を乗じた額とする。在籍年数に端数が生じた場合、その月数を追加する。

(雇用契約)

第10条 事務局長、事務局次長の勤務はあわせて5年を限度とする。

2 事務局員は1年ごと或いは複数年雇用契約とする。

付 則

この規定は平成14年度総会承認後施行
一部改正 平成16年1月31日
一部改正 平成18年9月29日
一部改正 平成22年5月22日 第9条
一部改正 平成26年5月24日 第10条

《 弔 意 規 定 》

(対象者)

第1条 この規定の対象者は本会役員並びに単位PTA会長とする。

(弔 意)

第2条 次の各項により、弔意を表す。

(1) 前条本人死亡の場合、香料10,000円を贈る。

(2) 本会役員の一親等死亡の場合、香料5,000円を贈る。

(3) 関連団体役員及び歴代役員については前項規定香料を越えない範囲で会長が判断する。

付 則：この規定は平成14年度の総会承認後施行する。

一部改正 平成16年1月31日 第2条

山梨県PTA親子安全会定款

第1章 総則

(名称・略称)
第1条 本会は山梨県PTA親子安全会と

いう。
2 本会の事業は、山梨県PTA協議会の行う事業である。

(事務所)
第2条 本会は事務所を、甲府市丸の内三丁目38番7号山梨県教育会館内に置く。

(目的)
第3条 本会は、PTA会員及び児童生徒の不慮の事故に対する見舞金給付、死亡見舞金給付及び健康安全教育の福祉の増進に対して助成を行うことを目的とする。

(事業)
第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 児童生徒の学校管理下外の事故に対する見舞金の給付事業（見舞金給付規定）
- (2) PTA会員のPTA活動中及び児童生徒を含めた社会的行事等の事故並びに教職員の勤務中に発生した事故に対する見舞金の給付事業（見舞金給付規定）
- (3) 安全生活に対する意識の高揚・普及に関する事業
- (4) 安全教育推進に関する事業（心の教育、教育相談事業、子育て学習会等）
- (5) その他、本会の目的を達成に必要な事業

2 前項に掲げる事業に関しては山梨県PTA親子安全会見舞金給付規定の定めるところに基づき、山梨県PTA親子安全会審査運営委員会で決定する。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、山梨県内の国公立小中学校の児童生徒、その保護者及び教職員をもって会員とする。

2 会員は全員加入を原則とする。

(会費)
第6条 会員の災害見舞金の会費は、児童生徒は1人につき年額400円、保護者は一世帯年額300円、教職員は1人につき年額300円とする。

第3章 会議及び組織

(会議の種類及び構成)

第7条 本会を運営し事業の推進を図るために次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 審査運営委員会
- (5) 諮問委員会

(総会)

第8条 総会は定期総会と臨時総会とする。

2 総会は会員たる単位PTAの代表者2名をもって構成する。

3 定期総会は毎年1回会計年度終了後3か月以内に会長が招集する。

4 臨時総会は必要に応じて、理事会または監事が必要と認められた時招集する。

5 総会の議長は出席者の互選で決める。

6 総会は代表者の過半数をもって成立し、委任状は出席と見なす。議決は出席者の過半数をもって決する。

(総会の議決事項)

第9条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 事業計画および予算
- (3) 役員承認
- (4) 定款の改廃
- (5) 重要な財産の処分、または重大な業務の負担に関する事項
- (6) 理事会に付託する事項

(7) その他重要な事項

(理事會)

第10条 理事会は会長、副会長及び各郡市PTA連合会より選出された理事をもって構成し、年3回会長が招集する。ただし、会長が必要と認められたり、会長が3分の1以上又は、監事から開権の要求があった時にも開催する。

2 理事会の議長は出席理事の互選で決める。

3 理事会は理事の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数同意をもって決する。

(理事會の議決事項)

第11条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会から付託された事項
- (2) 諸規定の制定及び改廃
- (3) 役員選任
- (4) 事務局次長の任免
- (5) 特別委員会の設置
- (6) その他他会務運営に必要と認める事項

(常任理事會)

第12条 常任理事会は理事会開催前又は会長が必要に応じて開催する。

2 常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって構成される。

3 議長は会長が就く。

(常任理事會の議決事項)

第13条 常任理事会は次の事項を議決する。

- (1) 理事会より付託された事項
- (2) 緊急を要する事項（但し、この場合次回理事会の報告を必要とする）
- (3) 委員会事業の細目に関する事項（審査運営委員会）

第14条 審査運営委員会は本会の行う見舞金給付に関する審査及び必要な事項の検討を行う。

2 審査運営委員会は会長、校長代表1人、母親代表1人、各郡市PTA連合会より選出された代表者各1人、別顧問の医師1人で構成される。

3 委員の互選で委員会を代表する委員長1人、委員長を補佐する副委員長1人置く。

4 審査運営委員会は必要に応じて委員長が招集する。但し、原則として毎月1回見舞金審査のために審査運営委員会を開催する。

(諮問委員会)

第15条 諮問委員会は、本会の運営上重要な次の事項について諮問に答える。

- (1) 一般会計から会計が異なる団体の拠出に関する事項
 - (2) 定款の変更
 - (3) 本会組織の重要な変更
 - (4) その他重要な事項
- 2 諮問委員会は歴代の会長、校長代表、母親代表、事務局長、事務局次長及び審査運営委員長の各経験者の中からのばった者をもって構成する。
- 3 諮問委員会は会長が必要に応じて招集する。

第4章 役員・顧問及び事務局

(役員)

第16条 本会に次の役員を置く。

会長1人、副会長10人以内、常任理事若干名、理事若干名、監事3人以内を置く。

2 本会には、特別顧問として医師、会計士を理事会の承認を経て会長はこれを委嘱することができる。

(役員選任及び職務)

第17条 会長の選任は、山梨県PTA協議会の会長は、山梨県PTA協議会を代表して、その業務を処理する。

2 本会の副会長は会長及び副会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 本会の監事は、山梨県PTA協議会の監事をもってこれにあって、本会業務執行について監査を行う。また、理事會、常任理事會等に出席し意見を述べることができる。

4 本会の常任理事並びに理事は、山梨県PTA協議会の常任理事並びに理事をもってこれにあって、常任理事を補佐し、理事は理事會を組織して定款に定めるものの他、本会の総会より委託された事項を執行する。

5 本会の顧問は、山梨県PTA協議会の顧問をもってこれにあって会長の意見を述べ、または重要な会務について

第18条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務職員として事務局次長及び庶務会計係を置く。
 2 事務局次長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
 3 職員の職制、服務及び給与については、山梨県PTA協議会の定めるものとする。
 (役員任期)
 第19条 本会役員任期は定期総会開催日から次年度定期総会までの1か年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)
 第20条 本会の会計は、流動資産、固定資産及びその他の資産とする。
 (資産の管理)
 第21条 本会の資産は会長が管理、保管する。ただし、事務局次長に委嘱できる。
 (経費の支弁)
 第22条 本会の事業遂行に要する経費は資産をもって支弁する。
 (収支予算・決算)
 第23条 収支予算及び決算は会長が作成し、監事の意見を付し、理事会及び総会の承認を得なければならない。
 2 決算を翌年度の5月31日までに完了するものとする。
 (会計の種類)
 第24条 本会の会計は一般会計と繰越特別会計の2種類とする。

(会計年度)
 第25条 会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。
 (剰余金処理)
 第26条 剰余金とは当期の収支差額のうち、当該年度の各単位PTAから納入された会費総額から、当該年度の総支出額を控除した残額を言う。
 2 決算において剰余金が生じたときは、第31条の郡市P連安全教育推進活動を控除してもなお剰余金がある場合は、剰余金を繰越金として、次年度繰越金に加える。
 (次期処理金)
 第27条 決算に於いて欠理金を生じたとき

は、繰越特別金を以て処理することである。
 (一時借入金)
 第28条 本会は理事会の承認をもって一時借入金をすることができ、
 2 一時借入金は当該事業年度内に償還するものとする。
 (資産運用の制限)
 第29条 本会は、次の方法で資産運用する。
 (1) 金融機関への預貯金
 (2) 国債又は地方債
 (3) 金銭信託
 (PTA事業費)
 第30条 本会は一般会計及び繰越特別金の利子相当額を次年度山梨県PTA協議会事業費として拠出することができ、(郡市P連安全教育推進活動費)

第31条 本会は、決算において剰余金が生じたときは、各郡市PTA連合会に安全教育推進活動費として、各郡市P連より納入せられたる会費総額の5%を限度に拠出することができる。
 (単位PTA学校事務費)
 第32条 本会は、各単位PTA親子安全会学校事務費として、各単位PTAより納入された会費総額の5%を限度に拠出することができ、ただし、単位PTA1校につき2,000円を下らない。

第6章 雑則

(規定及び細則)
 第33条 役員選出規定、経理規定、旅費規定は山梨県PTA協議会の定める規定による。
 2 見舞金給付規定及び親子安全会細則については別途定める。
 (書類及び帳票等の備付)
 第34条 事務局に次の書類帳票を備付しなければならない。
 (1) 定款・諸規定
 (2) 単位PTA名簿
 (3) 役員名簿
 (4) 財産目録
 (5) 収支に関する帳票・証憑
 (6) 会議議事録
 (7) その他必要な書類
 (情報公開)

第35条 PTA会員等より書面にて会長宛に資料開示請求があった場合、個人を特定するものを除いて原則公開とする。ただし、本会はこれに要する費用を請求できる。

(付則) この定款は平成15年度定期総会承認後施行する。
 (付則) この定款は平成20年度定期総会承認後施行する。
 (付則) この定款は平成21年度定期総会承認後施行する。
 (付則) この定款は平成22年度定期総会承認後施行する。
 (付則) 平成24年6月9日定期総会で一部改正：第2条、第17条
 (付則) 平成25年6月15日定期総会で一部改正：第8条2

《山梨県PTA親子安全会 見舞金給付規定》

(目的)
 第1条 本規定は、山梨県PTA親子安全会(以下「本会」と呼ぶ)定款第4条第1項1号および第2号の規定に基づき、本会会員に給付する共済事業(以下「見舞金給付」という)の運営に関する事項を定める。
 (見舞金給付契約)
 第2条 本会は、見舞金給付を行うため、単位PTA代表と見舞金給付契約を締結する。
 2 見舞金給付契約を締結しようとする単位PTA代表者は、次の事項を遵守しなければならない。
 (1) 毎年4月1日から6月1日までに本会所定の用紙に加入者総数及び会費総額を記入し、契約の申し込みをする。
 (2) 会費は6月未までに本会指定の金融機関口座に入金するが、本会に持ち参し納入する。
 (3) 契約の解除をしようとする単位PTA代表者は、4月1日から6月1日までその旨を書面にて本会に提出しなければならない。
 (4) 前項を除き、毎年継続して契約の締結がなされたものとする。

(給付対象)
 第3条 見舞金給付の対象となる傷害事故はそれぞれ次の通りとする。
 1 児童生徒 日本スポーツ振興センターの対象とならない児童生徒の私生活全般から発生した傷害事故及び登校下校中の交通事故。
 2 保護者 PTAの主催又は共催の行事及び児童生徒を対象とした社会的行事等に参加中に発生した傷害事故。
 3 教職員 上記保護者の場合の他、勤務中に発生した傷害事故。

(見舞金の種類・金額)
 第4条 本会が給付する見舞金は別表1の通りとする。
 (見舞金請求期間)
 第5条 本会に見舞金を請求する場合は傷害事故発生日より180日を超えない範囲で請求期間完了後、原則として3か月以内に医師等の証明書と単位PTA会長及び校長の職印のある見舞金請求申請書を提出しなければならない。事故発生日より、2年を経過して申請なき場合は請求出来ない。
 (医師等の証明書料)
 第6条 医師等の証明書料については200円を原則とするも、後日審査運営委員会の審議によりその金額、または若し補助金を見舞金に添えて給付出来る。
 (免責事項)
 第7条 本会の行う見舞金給付責任は、次の場合は免責となる。
 1 日本スポーツ振興センターにおいて担保されている傷害事故。
 2 本人の無免許運転中、飲酒運転中の事故、その他不正な申請。
 3 地震、噴火、台風、その他これに類似の天災に起因した事故。ただし、PTA会員として救出作業に従事中の事故は除く。
 4 戦争、争議、紛争など動乱に起因した傷害事故。
 5 医師等の治療回数が2回未満の傷害事故。

山梨県 P T A 扶助会 定款

第 1 章 総則

(名称・帰属)
第 1 条 この会は、山梨県 P T A 扶助会と称する。

2 この会の事業は、山梨県 P T A 協議会が行う事業である。

(設立)
第 2 条 この会の設立は、平成 20 年 4 月 1 日とする。

(事務所)
第 3 条 この会は主たる事務所を、山梨県甲府市丸の内 3 丁目 33 番 7 号山梨県教育会館内におく。

第 2 章 目的及び事業

(目的)
第 4 条 この会は山梨県の公立小中学校の山梨県 P T A 親子安全会会の会員である保護者が死亡した時、遺児に対する厚生奨助金の支払いを行うこと、及び会員が P T A 活動中の事故により死亡した場合や児童生徒のための活動中の事故により死亡した場合の弔慰見舞金の支払いを行うことを目的とする。

(事業)
第 5 条 この会は、第 4 条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 第 4 条に定める資格を有した保護者が死亡した時、児童生徒が家庭の緊急な経済事情に影響されることなく安定した教育を受けられるよう遺児に対して厚生奨助金（一時金）を支給する。
(2) 円滑な P T A 活動をサポートする上で、活動中に死亡事故が発生した場合、当該会員の家族に対し弔慰見舞金を支給する。
(3) 児童生徒を対象とした社会的行事参加中の事故により死亡した場合、当該会員の家族に対し弔慰見舞金を支給する。

付則	平成 21 年 5 月 23 日 改正
付則	平成 21 年 10 月 1 日 施行
付則	平成 22 年 4 月 1 日 施行
付則	平成 22 年 5 月 22 日 改正
付則	平成 23 年 4 月 1 日 施行
付則	平成 23 年 10 月 8 日 改正
付則	平成 24 年 4 月 1 日 施行
付則	平成 26 年 3 月 8 日 改正
付則	平成 26 年 4 月 1 日 施行
付則	平成 28 年 2 月 6 日 改正
付則	平成 28 年 4 月 1 日 施行

(別表 1 見舞金の種類・給付金額)

区分	対象	事由	見舞金額
死亡見舞金	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外 (※学校生活中以外の全てのけがが対象)	10万円
	保護者・教職員	疾病・傷害を問わず、かかる場合も対象	10万円
傷害見舞金 【整(接)骨院での治療は 5 割給付、上限 50,000 円】	児童生徒	入院	1,500円/1日
		通院	1,000円/1回
	保護者	入院	3,000円/1日
		通院	1,500円/1回
教職員	入院	3,000円/1日	
	通院	1,500円/1回	
	後遺障害見舞金	後遺障害見舞金支払区分によって査定された金額。 (ただし、入院・通院傷害見舞金と合算して 10 万円以内)	

(付則)
1 第 3 条の場合において傷害事故発生日より 180 日以内に後遺障害が発生した場合は、後遺障害見舞金支払区分表及び嘱託医の見解を参考に、10 万円を 100% とし、後遺症の内容(程度)により割合を審査委員会において決定します。ただし、保護者及び教職員については、P T A 活動中の事故については 3 倍、児童生徒を対象とした社会的行事参加中については 2 倍とします。また、入院・通院の見舞金と合わせて 10 万円を超えないものとします。
2 傷害事故発生から 180 日間以内に、入院・通院の後死亡した場合や後遺障害が重なる場合も、見舞金の上限は合算で 10 万円を超えないものとします。

3 傷害見舞金支払い対象は、治療(受診)回数が 2 回以上の場合です。(同時傷害による、1 日 2 科受診も治療 2 回と数えます。一例、骨折と整形外科)、骨折(椎間・骨端線損傷)については、病院内から治療回数を差し引いた日数の 6 分の 1 を治療回数として加算する。

(注) この規定は、平成 26 年 4 月 1 日以降発生した事故傷害より適用する。

(4) 教職員が勤務中の事故により死亡した場合、家族に対して弔慰見舞金を支給する。
(5) その他上記に掲げる事業に付帯する事業を行う。
2 前項に掲げる事業に関しては山梨県 P T A 扶助会給付規定の定めるところに基づき、山梨県 P T A 扶助会認定会で決定する。

第 3 章 資産及び会計

(資産)
第 6 条 この会の資産は次のとおりとする。
(1) 別表の設立当初の財産目録に記載された基本財産
(2) 事業に伴う収入
(3) 寄付金
(4) その他他の収入
(資産の管理)
第 7 条 この会の資産は、会長が管理する。
2 この会は、理事会の決議によって定める次の各号に掲げる場合を除くほか、資産に属する現金を運用してはならない。

- (1) 金融機関への預貯金
 - (2) 国債又は地方債
 - (3) 金銭信託
 - 3 上記以外の方法で運用する場合は、安金かつ確実性のある方法で、出払理事の 4 分の 3 以上の議決を経て運用する。
- (資産の処分)
第 8 条 この会の資産は、譲り渡し、貸し、又は交換してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由がある場合において、認定委員会及び理事会の議決を経て、その一部に限り、担保に供し、又は交換することが出来る。
- (経算の支弁)
第 9 条 この会の事業遂行に要する費用は、資産を持って支弁する。
(事業計画及び予算)
第 10 条 この会の事業計画及びこれに伴う支予算は、会長が作成し、理事會及び

総会の承認を受けるものとする。事業計画及び収支予算を策定し、その承認を受けるものとする。

第11条 この会の収支決算は、会長が作成し、事業報告書とともに、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けるものとする。

第12条 この会の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び総会の議決を経て、翌年度に繰り越すものとする。

(P T A事業費)
第13条 この会は資産から生ずる利子相当額を、次年度山梨県P T A協議会事業費として拠出することが出来る。

(長期借入金)
第14条 この会が、借入金（返済期間が1年未満のものを除く）をしようとするときは、理事会の議決を経なければならぬ。

(新たな義務の負担等)
第15条 この会は、第8条ただし書き及び前条に規定する場合並びに収支予算書で定める場合を除き、新たに重要な義務を負担し、又は重要な権利を放棄しようとするときは、理事会の議決でこれを定めなければならない。

(事業年度)
第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

第4章 役員・認定委員及び職員等

(役員)
第17条 この会に次の役員を置く。
会長1人、副会長10人以内、理事若干名、常任理事若干名、監事3人以内を置く。

第18条 この会には、特別顧問として医師、会計士を理事会の承認を経て会長はこれを委嘱することができる。

(役員の選任及び職務)
第19条 この会の会長は、山梨県P T A協議会の会長若しくは会長及び副会長経験者をもってこれにあて、この会を代表し、その業務を処理する。

第20条 この会の副会長は山梨県P T A協議会の副会長をもってこれにあて、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第21条 この会の監事は、山梨県P T A協議会の監事をもってこれに於て、本会の業務執行について監査を行う。また、総会、理事会、常任理事会等に出席し意見を述べることが出来る。

第22条 この会の常任理事並びに理事は、山梨県P T A協議会の常任理事並びに理事をもってこれにあて、常任理事は副会長を補佐し、理事は理事会を組織して定款に定められた事項を執行する。

(役員任期)
第23条 この会の役員の任期は定期総会開催日から次年度定期総会までの1か年とする。ただし、再任を妨げない。

第24条 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者残任期間とする。

第25条 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)
第26条 役員は、この会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別な事情のある場合には、その任期中であつても理事会の議決により、これを解任できる。

(役員報酬)
第27条 役員は無給とする。

(顧問)
第28条 この会には顧問若干人を置くことが出来る。

第29条 顧問は、会長が推薦し、理事会で承認する。

第30条 顧問は理事会の諮問に応じる他、意見を述べることが出来る。

(認定委員)
第31条 この会に認定委員を置く。認定委員は会長が任命する。

第32条 認定委員には、第18条及び第19条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「認定委員」と読み替えるものとする。

(事務局)
第33条 この会の事務を処理するため事務局を設け、事務職員として事務局長一人及び所掌の職員を置く。
第34条 事務局長は理事会の承認を経て会長が任命し、その他の職員は会長が任命する。

第35条 事務局及び職員に関する必要な事項は、会長が理事会の同意を得て定める。

第5章 会議

(会議の種類及び構成)
第24条 この会を運営し事業の推進を図るために次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 認定委員会

(総会)
第25条 総会は定期総会と臨時総会とする。総会は山梨県P T A協議会の会員たる単位P T Aの代表者2名をもって構成する。

- 第26条 定期総会は毎年1回会計年度終了後3か月以内に会長が招集する。
- 第27条 臨時総会は必要に応じて、理事会または監事が必要と認めた時招集する。
- 第28条 総会の議長は出席者の互選で決める。
- 第29条 総会は代表者の過半数をもって成立し、委任状は出席と見なす。議決は出席者の過半数をもって決する。

(総会の議決事項)
第30条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 役員承認
- (3) 定款の改定
- (4) 重要な財産の処分、または重大な業務の負担に関する事項
- (5) 理事会に付託する事項
- (6) その他重要な事項

(理事会)
第31条 理事会は毎年3回会長が招集する。但し、会長が必数と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から目的事項を示し請求のあった時は、臨時理事会を招集しなければならない。

第32条 理事会の議長は出席理事の互選とする。(定足数・議決)
第33条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ議事を開き議決する事が出来ない。ただし、当該議事についてあらかじめ、書面により意見を表示した者は、出席者とみなす。

第34条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除く他、出席理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決するところによる。

(理事会の議決事項)
第35条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ議事を開き議決する事が出来ない。ただし、当該議事についてあらかじめ、書面により意見を表示した者は、出席者とみなす。

第29条 理事会はこの定款で別に定めるもの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び取支報告の承認
- (3) 諸規定の制定並びに改定
- (4) 事務局長の任免
- (5) 特別委員会の設置
- (6) その他この会の運営に関する重要事項

(議事録)
第30条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数及び出席者氏名(書面表決者)にあっては、その旨を付記すること
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第31条 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。(常任理事会)
第32条 常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって組織する。

第33条 常任理事会は次の事項を議決する。

- (1) 理事会より付託された事項
- (2) 緊急を要する事項(但し、この場合は次回理事会の報告を必要とする)(認定委員会)

第34条 認定委員会は会長、山梨県校長代表1人、山梨県の国公立小中学校に在籍し、山梨県P T A親子安全会に加入する児童の父母代表1人、各都市P T A連合会より選出された代表各1人及び特別顧問の医師1人をもって組織する。

第35条 認定委員会は委員の互選で委員を代表する委員長1人、委員長を補佐する副委員長1人を置く。

第36条 認定委員会は必要に応じて会長が招集する。但し、原則として毎月一回、厚生補助金及び甲斐見舞金審査のため認定委員会を開催する。

(認定委員会の審査及び検討事項)
第37条 認定委員会は本会の行う厚生援助金及び甲斐見舞金の給付に関する審査及び必要な事項の検討を行う。

第6章 定款の変更、解散

(定款の変更)
第35条 この会が定款を変更しようとするときは、理事会において議決し、総会の承認を受けなければならない。

(解散)
第36条 この会の解散は、理事会において、出席理事の4分の3以上の議決をもって決し、総会の承認を受けなければならない。

(残余財産の帰属)
第37条 この会の解散に伴う残余財産は、山梨県PTA協議会あるいは山梨県PTA親子安全会に寄附するものとし、理事会において、出席理事の4分の3以上の議決を持って決し、総会の承認を受けなければならない。

(細則)
第38条 この定款の趣意を基とするため必要となる細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則：この定款は、平成21年度の定期総会承認後施行する。
附則：平成24年6月9日一報改正・施行(第3条、第17条)
附則：平成25年6月15日一報改正・翌4月1日施行(第25条2)

別表
設立当初の資産 (平成20年4月1日)

区分	財産の種類	金額	備考
基本財産	現金	224,000,000	山梨県PTA親子安全会より新付
総計		224,000,000	

単位：円

《山梨県PTA扶助会給付規定》

(目的)

第1条 この規定は、山梨県PTA扶助会(以下「本会」と呼ぶ)定款第5条に基づき、本会が給付する厚生援助金及び育児雑金に関する事項を定める。(給付の対象及び給付額)

第2条 遺児に対する厚生援助金(一時金) (2)と重複して支給しない)
児童生徒の親権者たる会員が死亡した場合、遺児に対する厚生援助金として一律10万円を付与。死亡事由は問わない。

2 児童生徒・保護者・教職員に対する児童見舞金

(1) P T A活動中の事故による死亡の場合
①児童生徒(日本スポーツ振興センターの对象とならない場合)……100万円
②保護者・教職員 ……300万円
(2) 児童生徒を対象とした社会的行事参加中の事故による死亡の場合
保護者・教職員 ……200万円
(3) 教職員の勤務中の事故による死亡の場合 ……100万円

(給付金の請求手続)

第3条 本会に給付金を請求する場合は、下記書類を県PTA事務局へ提出(学校事務局経由)する。
(1) 申請書
(2) 第2条の2については、それぞれの場合を証明する書類

(給付金の受取人)

第4条 給付金の受取人は労働基準法施行規則第42条及び第43条の規定を適用する。ただし、この規則による受取人がいない場合は民法に定められた規定によるものとする。

(給付金の不支給・免責)

第5条 給付金請求事由が次に掲げる場合は給付金は給付出来ないものとする。
(1) 山梨県PTA親子安全会の会員としての会費を納めていない者
(2) 給付金発生の事由が発生してから正当な理由なく2年以上給付金の請求がなかった時
(3) 給付受取事由が受取人の犯罪行為に起因する時

(4) 地震、噴火、台風、その他これに類似の天災に起因した事故による死亡。ただし、PTA会員として救出作業に従事した災害事故は除く

(5) 戦争、争議、紛争など、動乱に起因した傷害事故による死亡

(6) 1事故1団体への援助金が5,000万円を超えた場合、その超えた部分(給付金の返済)

第6条 給付金受給者が前条の各号に抵触する事が明らかになった場合は給付金を返済する義務がある。

(規定の改廃)

第7条 この規定は山梨県PTA扶助会の理事会の議決を経なければ改廃する事が出来ない。

(給付の対象及び給付額)

区分	対象	事由	金額
厚生援助金	保護者	児童生徒の保護者(親権者)である会員死亡(病氣・事故等死亡の理由は問わない)	10万円
児童見舞金(事故死亡の場合のみ)	児童生徒	P T A活動中による事故死亡(日本が→振興センターの適用外)	100万円
	保護者・教職員	P T A活動中による事故死亡	300万円
教職員	保護者・教職員	児童生徒を対象とした社会的行事参加中による事故死亡(社会的行事とは、公的機関による主催非執行事)	200万円
	教職員	勤務中による事故死亡	100万円

(施行期日)
第8条 この規定は平成21年4月1日から施行する。

付則 平成28年3月8日 改正

付則 平成26年4月1日 施行

付則 平成28年2月6日 改正

付則 平成28年4月1日 施行

(2017年)平成29年度県PTA協議会・安全会・扶助会前期行事予定表 (案)

4月		5月		6月		7月		8月		9月		
1	土	1	月	木		1	土	第1回 企画委員会	火	1	金	
2	日	2	火	金		2	日		水	2	土	
3	月	3	水	土	県P定期総会 (桃源文化会館)	3	月		木	3	日	
4	火	4	木	日	みどりの日	4	火	第1回 総務委員会	金	4	月	
5	水	5	金	月	こどもの日	5	水	甲府空襲展(~11日)	土	5	火	
6	木	6	土	火		6	木		日	6	水	5回審査運営委員会
7	金	7	日	水		7	金		月	7	木	
8	土	8	月	木	広報紙、講習会申 込〆切	8	土	第1回 母親委員会	火	8	金	
9	日	9	火	金	定期会計監査 会員数等報告〆切	9	日		水	9	土	(第2回常任理事会)
10	月	10	水	土		10	月		木	10	日	
11	火	11	木	日		11	火		金	山の日	11	月
12	水	12	金	月	へき地教育連総会	12	水	4回審査運営委員会	土	12	火	
13	木	13	土	火	広報紙コン・講習会 第67次春季教研	13	木	第1回 情報委員会	日	13	水	
14	金	14	日	水	3回審査運営委員会	14	金		月	14	木	
15	土	15	月	木	教頭会 総大会	15	土		火	15	金	
16	日	16	火	金	第1回正副会長会議	16	日		水	16	土	
17	月	17	水	土		17	月	海の日	木	17	日	
18	火	18	木	日		18	火	第3回正副会長会議 +常置委員長合同 会議	金	18	月	敬老の日
19	水	19	金	月	安全会事務説明(甲府)	19	水		土	19	火	
20	木	20	土	火	安全会事務説明(吉田)	20	木		日	20	水	
21	金	21	日	水	日P委員会・協議 会代表者会 山教組 定期大会	21	金		月	21	木	
22	土	22	月	木	常任・新旧理事会 事務局長会議	22	土		火	22	金	
23	日	23	火	金	関プロ会長・事務 局長会議(相模原)	23	日		水	23	土	秋分の日
24	月	24	水	土	日P研修会	24	月		木	24	日	
25	火	25	木	日	1回常任理事会・ 1回理事会	25	火		金	日P全国大会 (仙台)	25	月
26	水	26	金	月	県P総会通知発送	26	水		土	日P全国大会 (仙台)	26	火
27	木	27	土	火		27	木		日	27	水	
28	金	28	日	水		28	金		月	28	木	
29	土	29	月	木	昭和の日	29	土		火	29	金	
30	日	30	火	金		30	日		水	30	土	
		31	水	土	県P表彰推薦〆切	31	月		木			

(2017年)平成29年度県PTA協議会・安全会・扶助会後期行事予定表(案)

10月		11月		12月		H30年 1月		2月		3月		
1	日	水		金		1	月	木		木	1	
2	月	木		土		2	火	金		金	2	
3	火	金	文化の日	日		3	水	土	4回常任・3回理事会 第2回選考委員会	土	会長予定者研修会 第3回選考委員会	3
4	水	土		月		4	木	日		日	4	
5	木	日		火	中間監査	5	金	月		月	5	
6	金	月		水	7回審査運営委員会	6	土	火		火	6	
7	土	火		木		7	日	水		水	7	
8	日	水		金		8	月	木		木	8	
9	月	木		土		9	火	金		金	9	
10	火	金		日		10	水	土		土	10	
11	水	土		月		11	木	日	建国記念の日	日	11	
12	木	日		火		12	金	月		月	12	
13	金	月		水		13	土	火		火	13	
14	土	火	第4回正副会長会議	木		14	日	水		水	14	
15	日	水		金		15	月	木	県P情報129号発行	木	15	
16	月	木		土		16	火	金		金	16	
17	火	金		日		17	水	土		土	17	
18	水	土	県教育祭	月		18	木	日		日	18	
19	木	日		火		19	金	月		月	19	
20	金	月	県民の日	水		20	土	火		火	20	
21	土	火		木		21	日	水		水	春分の日	21
22	日	水		金		22	月	木		木	22	
23	月	木	勤労感謝の日	土	天皇誕生日	23	火	金		金	23	
24	火	金		日		24	水	土	8回審査運営委員会	土	24	
25	水	土	第5回 県PTA大会	月		25	木	日		日	25	
26	木	日		火		26	金	月		月	26	
27	金	月		水		27	土	火		火	27	
28	土	火		木		28	日	水	9回審査運営委員会	水	28	
29	日	水		金	(年末年始の休日)	29	月			木	29	
30	月	木		土	(年末年始の休日)	30	火			金	広報紙コンクール県P 県P立候補・推薦〆切	30
31	火			日	(年末年始の休日)	31	水			土	31	